

767  
137

×  
複写



\*0004670000\*

0004670-000

767-137

憲政殊勲者年譜集


小久保喜七・編

小久保昇

昭14

ABC









周禮卷之十





## 序

昭和十二年春夏の交より貴衆兩院議員の間に、翌十三年二月十一日を期し、憲法發布五十年記念祭を擧げんとの議起り。其頃數々會合毎に起る話しは。板垣伯の岐阜遭難は何年何月であつたか。大隈侯の議會速開の上表は何年何月なりしか、又伊藤公の非政黨論を擲ちたるは何年頃でありしか。又大井憲太郎氏の江藤司法卿の委囑により佛國政典を翻譯せし年はいつ。小野梓氏の國憲汎論を著したるはいつ。沼間守一氏が嚶鳴社を設立せし年はいつ。馬場辰猪氏が米國にて巡回演説をなせし年は。星亨氏が新潟裁判所にて官吏侮辱罪を以て罰せられし年は。烏田三郎氏が立法論綱を著した年は。いつ頃であつたか等のことでありしが。其の都度直ちに之れに應答するものはなかつた。久しく憲政運動に奔走せし余の如きものにしても。此くの如き問に對して即答する能はざるは實に一の耻辱なるのみならず。亡先輩の功勞に對して相濟まざること。先輩の年譜の如き常に座右に置くべきものと自問



し。自答し。乃ち胸中に自ら意政殊動者と信ずるもの二十餘名を選び。一方或は各圖書館に出入し。或は各書肆を搜索し。有らゆる書籍に據りて取調べ。一方殊動者と目する人の遺族親戚並に故舊に百方問合せ。既成の分は之れを基礎とし自見を以て加除を試み、未成の分は自ら全く之れを作成し。今春に至り、最初胸中に定めし内。如何に苦心しても資料を得る能はざる二三氏を除き。昨冬薨去せし元田肇、武富時敏兩氏の分をも併せ作成し得た。其間、伊藤仁太郎氏の希望により。同君管理の痴遊雑誌に稿成るに従ひ掲載せしが。中途伊藤氏世を去り。雑誌も廢刊して續載する能はざるのみならず雑誌丈けにては散逸するの恐れあるを以て。一つの冊子として廣く頒つが可なりと友人諸氏より勧められたること當に一再のみならず。余も亦た着手當時の自家心境を回想し。遂に排印公布することに決意した。是れ己れの欲する處を人に施すの微意のみ。然し元來、世間に公にする考にてはなく。自家参考の爲めとして作りしものなれば。念の入れ方完からず。既成と自作と交錯し。生硬の語句も多く。又文體も同じからず。畢事の繁簡に相違もあり。一言に申せば燕雜の謗を免れざるべきも。資料

は最も精選し、門外不出のものも少なからず。之れに據りて作成したるものなれば。事實の正確たるは余の深く信する處である。而して其排列に至りては。功勞の厚薄を問はず、官等の上下を論せず。唯出生年齢の順序に據つた。之れを一番適當の法式と思つたからである。尙ほ排印着手に遇り、更に數氏を挿入したき考が起りたるも、此くては餘り發行が後るるの嫌あるを以て、再版の時に讀ることとした。讀者之れを諒せられよ。

昭和十四年六月

## 小久保喜七誌



目次

一、	山田武甫	.....	一
二、	板垣退助	.....	七
三、	大隈重信	.....	一九
四、	伊藤博文	.....	三九
五、	井上毅	.....	八五
六、	大井憲太郎	.....	九五
七、	沼間守一	.....	一〇七
八、	片岡健吉	.....	一一三
九、	松田正久	.....	一三七
十、	河野廣中	.....	一五一
十一、	星亨	.....	一七一
十二、	馬場辰猪	.....	一八三

十三、	矢野文雄	.....	一八九
十四、	杉田定一	.....	一九九
十五、	小野梓	.....	二一三
十六、	島田三郎	.....	二二一
十七、	野田卯太郎	.....	二三一
十八、	佐佐友房	.....	二四三
十九、	犬養毅	.....	二五一
二十、	武富時敏	.....	二七三
二十一、	原敬	.....	二八七
二十二、	鳩山和夫	.....	三〇三
二十三、	伊東巳代治	.....	三一
二十四、	元田肇	.....	三三一
二十五、	加藤高明	.....	三三九



憲政殊勳者年譜集

小久保喜七編輯

山田武甫



大保  
二十一年(二  
十)有能本藩に生る、牛島五次郎と稱す。  
九年(六  
九) 歲)  
藩費時習館に入る。

嘉永三年(二十歲)



横井小楠の門に入り業を受く。

嘉永五年（二十二歳）

山田氏を嗣ぐ。通稱五次郎、名乗武甫。後ち専ら武甫を以て通稱とす。

安政二年（二十五歳）

六月十一日父へ被下置御知行石無相違御番方長岡組番五

（熊本藩）

同 六年（二十九歳）

八月廿八日時習館句讀世話役御心付。毎歳銀五枚

（熊本藩）

慶應元年（三十五歳）

二月七日牛島五一郎内弟算學指南副御心付毎歳銀五枚

（熊本藩）

此頃迄熊本藩には雜稅及津止法と云ふものありて、四民久しく其苛法に苦む。君藩主に従ひ封内を巡視し、其實況を白して遂に之れを廢止す。

明治元年（三十八歳）

會計權判事となる。

太政官

明治二年（三十九歳）

十二月座席御物頭列席被仰付二番重士大隊幹事

熊本藩

同 三年（四十歳）

熊本藩小参事となる。

米國陸軍砲兵大尉ゼンスを聘して英學校を設け。阿蘭陀人マンスヘルトを聘して醫學校を立つ。

同 七年（四十四歳）

敦賀縣令となる。

同 九年（四十六歳）

敦賀縣廢止せらるるに付き、郷里熊本に歸り、實業を奨勵するを以て已れが任とし、蠶絲業を興し桑茶の畑を拓き、蠶業會社長に擧げらる。此年種々の都合上、英學校、醫學校共に閉鎖したれども、双方共其教育法の卓拔なりしことは、英學校に横井時雄、徳富猪七郎、小崎弘道、海老名彈正、金森通倫、浮田和民の大秀才を。醫學校に北里柴三郎、濱田玄達



緒方正規の名國手を出したるにより明かなり。

明治十五年（五十二歳）

自縣は勿論九州各縣を遊説し、同志を集めて九州改進黨を組織す。時代の趨勢を察し之れより君は一切の事を抛ち専ら藩閥に對抗して政治に奔走す。

同 二十二年（五十九歳）

二月二十三日君自ら發起の衝に當り、熊本に同志大親睦會を開き議會も愈々來年より開かるるを以て九州進歩派同志は進歩派合同の目的を達する爲め、毎年輪番に大親睦會を各縣に開き諸事を協議すべしと協定し、來年は鹿児島に開くべきことも併せて決議せり。此會合こそ他日進歩派合同の源泉として忘るべからざるものなり。

同 二十三年（六十歳）

熊本大親睦會の決議に基き四月十五日鹿児島に同志聯合大會を開き同縣縣會議長折田兼至議長席に就き、九州の進歩派は九州進歩派の合同を計るのみならず。天下の進歩派の合同を謀らんため、委員を選び上京せしめ、大同團結、再興自由黨、愛國公黨、改進黨に向て

合同を勧誘することを決議し、君委員の一人に推さる。

君は此決議を體し、鹿児島の大樺山資美、厚地政敏、長崎の志波三九郎、福岡の岡田孤鹿、同縣の田中賢道の諸氏と共に五月三十日を以て東京に乗り込み、數日に亘り各派に向て合同を懇懇せり。

此頃は東京にても稍々合同の氣運動き居りし時なりしかば、各派共好意を以て之れを迎ひ六月四日大同團結の河野廣中、八木原繁社、再興自由黨の小池平一郎、小久保喜七、愛國公黨の植木枝盛、直原守次の六人發起人となり、築地の壽美屋に歡迎會を開き、種々懇談の末、九州の委員は七月一日の總選舉の終るを待ち、更に上京熱談することを申合せ和氣斐々の間に袂を分てり。

七月一日行はれたる第一期選舉に於て君は衆議院議員に當選す。

八月九州進歩派の諸氏相尋いで上京。君及び松田正久、河島醇の三氏發起となり八月十二日進歩派即ち大同、再興自由、愛國、改進黨派合同の相談會を東京麹町平川町の河島醇方に、二十三日芝の大江卓方に開きしが、改進黨文は後日に譲る事となり、二十五日芝愛



岩山上愛宕館に各派十名づつの委員の創立相談會を開き、立憲自由黨結成の議を決し、九月十五日結黨式を舉行し堂々百三十名の代議士を有し、初期の議會に臨む事となりたり。

明治二十四年（六十一歳）

立憲自由黨は各派合同になりたるものなるを以て、結黨の頭初總理を置かず幹事制なりし爲め、第一期議會に於ける活動に支障杆格を生ずること少なからざるを見て、君は早くも板垣伯を總理に推戴し黨の統一を計るの利なることを看破し、之を星、松田、河野の三氏に謀り、三月二十日の大阪大會に於て、大井憲太郎一派の非常なる反對あるにも拘はらず斷じて之れを提出し大多數にて可決せり。

同 二十五年（六十二歳）

政府の大干渉ありしにも拘はらず衆議院議員に當選。衆議院議長候補者に推さる。

同 二十六年（六十三歳）

豫算案上奏の際、病を推して出席せしが原因にて病重もり、二月二十三日を以て卒す。

### 二、板垣退助

天保八年（一 歳）

四月十七日土佐國高知城下中島町自邸に生る。

天保十四年（七 歳）

九月九日總領目見。

安政元年（十八歳）

十二月廿八日江戸勤番被申付。

文久元年（二十五歳）

十月二十五日御納戸方となり江戸に差立られ軍備の庶務を掌理す。同年江戸留守並に御内用役命ぜらる。

同 二年（二十六歳）



側用校となり江戸藩邸總裁を命ぜらる。

文久三年（二十七歳）

正月十五日藩主山内容堂に扈し京都に詣り中岡慎太郎と會合す。

元治元年（二十八歳）

七月町奉行となり、八月大監察被仰付。容堂を補佐して藩論の一定を謀る。

慶應元年（二十九歳）

正月十四日大監察を辭し、騎兵修業のため江戸に来る。

慶應三年（三十一歳）

五月死を決して京都に入り始めて西郷隆盛と會合し討幕舉兵を約し、藩に歸りて兵制を改革す。

明治元年（三十二歳）

正月十三日大隊司令官に任ぜられ高知を發し二十八日京都に入り、二月廿四日東山道官軍總督として藩兵を率ゐ、三月六日甲州勝沼に賊を敗り十八日江戸に入る。更に東北征討に

従事し廿九日野州今市を拔き七月五日棚倉を取り八月廿一日石筵口を敗り同二十三日若松城下に迫り九月廿二日會津城を降す、十月十九日東京に凱旋、十一月朔日參内左の詔勅を拜す。

春來久々之軍旅畫策謀略其機宜に中り東北速に平定の功を奏し候段叙感不淺候今般凱旋に付不取敢太刀料金三百兩下賜之

更に藩廳より軍費として増知六百石役領知二百石被下置家老格に被仰付御感狀並に御刀一口被遣之

明治二年（三十三歳）

二月大參事として藩主に扈し京都に来る。同月薩長土三藩奏して九門警衛を請ひ兵を置き不慮に備ふる事を允さる。四月九日參與に任ぜられ行政機務取扱となり、賞典取調掛專任となる。

七月八日大久保利通、木戸孝允、後藤象次郎と共に其勤勞を賞せられ祿千石下賜せらる。沼間守一、佛人アントアン等を聘して藩兵に佛式兵操を傳習せしむ。



十月藩兵二大隊を親兵と爲し上京せしむ。

明治三年（三十四歳）

高知藩大参事たり。

十一月士の常職を解き四民平等の制を行ふ。四國十三藩會議所を讃州金刀比羅に開設す。

同 四年（三十五歳）

正月十三日三藩の兵を朝廷に献す、土佐藩は歩兵第二大隊騎兵二小隊砲兵二大隊なり。

七月十四日西郷、木戸、大久保と共に廢藩置縣を行ふ。

同日参議に任ぜらる。

同日従四位に叙せらる。

十二月正四位に叙せらる。

同 六年（三十七歳）

十月征韓論の議起り西郷、副島、後藤、江藤等と共に大いに斡旋す。

十月二十五日参議を辭す。

明治七年（三十八歳）

一月二十日副島、江藤、後藤、由利、小室等と愛國公黨を組織す、

一月十八日民選議院設立の建白を爲す。

四月土佐に立志社を創立す。

十月征臺事件に關し三條實美公より密書來る。

同 八年（三十九歳）

二月大阪會議に臨み木戸、大久保等と會合す。

三月七日勅使侍從森寺常德を差遣はされ御召あり、翌八日参内天顔を拜し國政に關し奏上

する所あり。

同十二日再び参議に任ぜらる。

同十七日政體取調を命ぜらる。

九月左大臣島津久光と共に内閣分離の議を上り、十月廿七日参議を辭す。

十一月愛國社を組織す。



明治十年（四十一歳）

六月立志社總代片岡健吉をして國會開設の建白書を京都行在所に捧呈せしむ。

同 十一年（四十二歳）

愛國社再興趣意書を天下に布き、杉田定一、栗原亮一、植木枝盛、安岡道太郎等を畿内、北陸、山陰、山陽、四國、九州に派出す。

九月愛國社大會を大阪に開く。

十一月土佐州會を開き州會議員に選ばる。

同 十二年（四十三歳）

三月愛國社第二大會を大阪に開く。

十一月愛國社第三大會に於て、明年三月を期し國會請願書を、天皇に上るの決議を爲す。

同 十三年（四十四歳）

三月愛國社大會に於て國會願望書を作成し、片岡健吉、河野廣中をして總代委員として上京せしむ。

十一月愛國社を改めて國會期成同盟會と爲す。

明治十四年（四十五歳）

八月十日大阪戎座に於て政談演說會を開く。

九月東北地方を遊説す。

十月十二日國會開設の大詔煥發せらるゝと同時に自由黨結成せられ、十月二十九日自由黨總理に推さる。

同 十五年（四十六歳）

二月竹内綱、宮地茂春等を従へ、東海道を遊説し、四月六日岐阜に於て相原尙斐の爲に刺さる。

六月十二日慰問のため勅使を下さる。

六月二十九日自由新聞社を創立す。

十一月十一日歐洲漫遊の途に上る。

同 十六年（四十七歳）



六月二十三日歐洲より歸朝す。

八月二十日關西大懇親會を開く。

明治十七年（四十八歳）

三月十三日自由黨總理に再選せらる。

十月二十九日自由黨を解黨し趣意書を公にす。

同二十年（五十一歳）

五月九日伯爵に叙せられ、再三書を上りて恩命を拜辭するも許されず、國政に關し表を上りて意見を陳ぶ。

十二月二十六日從三位に叙せらる。

同二十二年（五十三歳）

十二月十九日舊友懇親會を大阪に開く。

同二十三年（五十四歳）

一月三日愛國公黨組織趣意書を天下に頒布す。

一月十三日近畿地方を遊説す。

五月十四日愛國公黨、自由黨、大同團結三派聯合成る。

九月立憲自由黨成る。

明治二十四年（五十五歳）

三月立憲自由黨、自由黨となり君總理に推さる。

六月奥羽及び北海道を遊説す。

同二十九年（六十歳）

四月十五日内務大臣に任ぜられ、翌十六日自由黨總理を辭す。

六月十七日三陸大海嘯地方を視察す。

九月二十一日内務大臣を辭す。

同月二十九日勳一等に叙し旭日大綬章を授けらる。

同三十年（六十一歳）

一月立憲政體の妙用を著す。



十月北陸地方を遊説す。

明治三十一年（六十二歳）

六月三十日憲政黨内閣成り内務大臣に任ぜらる。

十月三十一日辭表を提出す。

同 三十二年（六十三歳）

二月關西及び九州地方を遊説す。

六月三十日從二位に叙せらる。

同氣俱樂部を興し侯爵西郷從道と共に其長となる。

同 三十三年（六十四歳）

一月二十二日芝紅葉館に於て新年宴會を開き社會問題に關する演説を爲す。

三月中央風俗改良會を組織す政界を退隱し専ら社會問題に従事す。

同 三十七年（六十八歳）

雜誌友愛を發刊す。

日露戰爭に關し英文を以て意見書を發表し之を海外に頒布して帝國の立場を明かにす。

明治三十九年（七十歳）

自由黨史を著す、また一代華族の意見書を同族の間に頒布す。

同 四十年（七十一歳）

五月平和問題に關し書を海牙萬國平和會議に贈る。

同 四十二年（七十三歳）

七月十日正二位に叙せらる。

同 四十四年（七十五歳）

社會政策鼓吹の機關として雜誌社會政策を發刊す。

大正元年（七十六歳）

臺灣同化會を組織し、新附民人の同化に盡瘁す、之を要するに其國家に盡せる一班を擧ぐれば、夙に討幕の兵を起して東北戡定の功を全し、次で立憲政體を樹立して永世不朽の礎を定め、國防の急に鑑みて海陸軍の擴張に励め、天下に率先して社會政策を鼓吹し、鐵道



國有の大策を定め、又心を支那問題の解決に用ひ、盲人の按摩專業を唱へて盲人の保護に任じ、廢兵團を助けて廢兵優遇の道を開き、相撲道を鼓吹して國民の體育と社會的娛樂機關に資する等、政治上、社會上に貢獻する所あり。晩年武士道論、一代華族論、神と人道立國の大本等の書を著し、又獨論七年を著して政治上、法制上、社會上の重要問題を解決し以て其の主義を宣傳し、後進を誘掖するを以て自ら娛めり。

大正八年（八十三歳）

七月十六日溘焉として逝く。享年八十三。同日從一位に叙せられ旭日桐花大綬章を授けらる。（和田三郎氏の所調による）

### 三、大隈重信

天保九年（一歳）

二月十六日肥前國佐賀會所小路に生る。

弘化元年（七歳）

弘道館館外生寮蒙養舎に入る。

嘉永三年（十三歳）

嚴父逝去。

此頃より數年間武富圀南に就て書を學ぶ。

同六年（十六歳）

内生寮に入る。

安政元年（十七歳）



義祭同盟に加はる。

安政二年（十八歳）

弘道館南北騒動起り退學を命ぜらる。蓋し其首魁と誤認せられしなり。

同三年（十九歳）

蘭學寮に入り蘭學を修む。此頃また枝吉神陽について國典の要義を學ぶ。

同六年（二十二歳）

義祭同盟中、硬軟二派を生ずるや。副島種臣等と硬派に加はり、時々三溝村黄蘗宗大興寺に會し時事を討論す。

文久元年（二十四歳）

蘭學寮の弘道館に合せらるゝや、教官に採用せらる。此頃より英學を修む。

同二年（二十五歳）

閑叟の前にてオランダ憲法中の皇位繼承篇を講ず。

同三年（二十六歳）

此年時勢の急を察し閑叟をして朝幕の間に斡旋せしめんと計り、同志と共に奔走す。

元治元年（二十七歳）

藩の當局に經濟策を進言し、採用せらる。

慶應二年（二十九歳）

長崎に赴く途中猩紅熱に罹り病むこと月餘。

同三年（三十歳）

將軍慶喜に大政返上を勸めんとし副島種臣と謀て脱藩し、大阪に至り次いで京都に潜行し幕府の參謀原市之進に依り慶喜に謁せんとしたるも志を果たさず。

有司の手により佐賀に送還せらる。閑叟の特志によつて死を免れ、一ヶ月の謹慎を命ぜらる。

明治元年（三十一歳）

澤宣嘉九州總督として長崎に来るや、君は官命により徴士參與職外外國事務官判事に任せられ長崎在勤を命ぜらる。次いで官命により京都に横濱に江戸に外交財政の事務に執筆す



明治二年（三十二歳）

一月參與職を命ぜられ、同時に外國官副知事の兼勤を命ぜらる。是れより先き副島種臣と共に藩主閑叟に版藉奉還の已むべからざるを説き嘉納せらる。三月二十日民政取調を命ぜらる。同三十日外國官副知事を免ぜられ會計官副知事兼勤を命ぜらる。

四月邸宅を築地に構ふ。世に之れを築地の梁山泊と稱す。

五月従前の總ての官職を免し、改めて會計官副知事を命ぜらる。

七月官制改革、六省設置「天地神明に誓ひて二等官以上を公選す」の勅書出づ。同月八日公選の結果大藏少輔に任ぜらる。同二十二日更に民部大輔兼任を命ぜらる。

八月十二日大藏大輔兼任を命ぜらる。

十一月民部兼大藏卿伊達宗城。大藏少輔伊藤博文と共に鐵路製作決定に付き英國より金銀借入方條約取結の全權を委任せらる。

同 三年（三十三歳）

七月民部大輔を免ぜらる。

明治四年（三十四歳）

九月參議に任ぜられ、大政官に列せられる。

三月各國條約改訂御用掛を命ぜらる。

十二月正四位に叙せらる。

此月本邸を麴町區有樂町に移す。現在の日比谷公園の附近なり。

同 五年（三十五歳）

九月京濱鐵道の開通式舉行せられ、明治天皇に供奉して之れに臨場す。

十一月太陽曆採用。君の英斷による所多し。

同 六年（三十六歳）

五月本官の儘大藏省事務總裁を命ぜらる。

六月九日初めて歳出入豫算表を頒布す。

十月十四日朝鮮へ大使派遣の議を正式に閣議に問ふ。君は木戸、大久保等と共に列す。

十五日前日の議を討論す。君は岩倉等と共に内治を先にし外征を後にすべしとなし。非征



轉論に左袒す。

廿五日參議を以て大藏卿を兼任す。

明治七年（三十七歳）

四月臺灣蕃地事務局長官を命ぜらる。

十二月井上馨の大藏大輔中盛岡藩外債に係る、村井茂兵衛上納金處分次第の調査を命ぜらる。此年地を千葉縣下に求め農牧を試み桑を植え牛馬豚を飼育す。

同 八年（三十八歳）

四月地租改正事務局御用掛を命ぜらる。

同 九年（三十九歳）

六月二日明治天皇東北御巡幸の爲め東京御出發、岩倉右大臣、木戸内閣顧問等と共に扈從す。七月廿一日鳳駕東奥御巡幸を終り東京に還御、君も歸る。

十月本邸を麴町區飯出町一丁目雉子橋外に移す。

同 十年（四十歳）

五月大藏省征討費として第十五銀行より五分利壹千五百萬圓を借り入る。

十二月新紙幣二千七百萬圓を發行し西南役の經費を補ふ。

明治十一年（四十二歳）

四月聖駕を雉子橋邸に迎へまゐらせ、舊藩主鍋島閑叟の書一幅其他を献上す。

五月一日起業公債證書發行條例を布達し、第一、三井の兩銀行に募集事務取扱を命ず。募集額壹千貳百五十萬圓。應募額貳千四百七拾七萬圓に上る。大久保の後を受けて參議の主席に推さる。十六日參議兼大藏卿を以て地租改正局總裁の兼任を命ぜらる。

七月雉子橋騒動起り銃丸邸内に雨注す。

八月二十日明治天皇北陸、東海御巡幸の爲め君も扈從す。

十一月九日天皇北陸、東海の御巡幸を終りて還御、君も扈從し歸る。

同 十一年（四十二歳）

二月七日明治八年の決算書を頒つ、決算公示の始めなり。

三月條約改正御用掛に任ぜらる。



十二月横濱正金銀行を許可す。この創設に當り君の盡力少なからず。二十五日征討總理事務局長官として征討費決算報告書を上る、茲に於て同事務局廢止せらる。

此年アイエツトを大藏省の雇として火災保險の調査を命ず。

明治十三年（四十三歳）

二月廿八日大藏卿の兼任を免ぜられ參議專任となる。

五月紙幣の市價低落するを以て外債五千萬圓を募りて紙幣兌換の原資に充てんと提議す、廟議決せず、遂に宸斷を仰ぎ外債を募るを止め、勤儉を本とすべき御沙汰を拜す。

同十四年（四十四歳）

三月立憲政體設立に關する意見書を左大臣有栖川宮熾仁親王を経て上る。

六月此頃岩倉右大臣と憲法制定の事を激論す。

岩倉、三條と語り君の意見書を密かに伊藤博文に示す、伊藤之れを見て俄かに君と意見を異にする旨を述べ辭表を提出す。七月に至り君と伊藤との間始めて釋く、七月二十二日特

旨を以て位一級を進め從三位に叙せらる。

同三十日明治天皇東北、北海道御巡幸の爲め、熾仁、貞愛、能久三親王を從へ御發聲、君も聖駕に扈從して發す。

十月十一日天皇に扈從して東北より歸る、十二日薩長出身の政治家一致して君を彈劾す、茲に於て國會開設の詔發せられ、君は俄かに參議を罷めらる、其結果朝にありたる君の同志門下皆な官を辭して野に下る。

明治十五年（四十五歳）

二月藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、箕浦勝人等と相謀り東洋議政會を起す。

三月十六日京橋區木挽町明治會堂に於て改進黨の結黨式を擧げ君は其總理に推さる。

九月東京専門學校を創立し學生募集を廣告す、十月二十一日東京専門學校の開校式を擧ぐ、後の早稻田大學の基礎茲に成る。

同十六年（四十六歳）

五月十三日改進黨員が板垣伯洋行のことを難じたるを含み自由黨の人々、君及び改進黨駁



撃の演説會を開き引續き反目す。

明治十七年（四十七歳）

三月早稻田別邸に居を移し本邸となす。

十二月十七日君及び改進黨副總理河野敏鎌改進黨を脱す。但し君の脱黨は形式上のことにして依然黨員を指導す。

同十八年（四十八歳）

十一月京橋弓町に別邸を設けて事務所となし、毎週日、月、土の三日を以て面會日と定む  
十二月雉子橋邸を賣却す。

同十九年（四十九歳）

四月改進黨大會を淺草井生村樓に開く。

同二十年（五十歳）

五月九日勳功に依り特に伯爵を授けらる。

十二月廿六日特旨を以て正三位に叙せらる。

明治二十一年（五十一歳）

二月伊藤博文の外相兼任を解き君は新たに外務大臣に任ぜらる。

十七日従二位に叙せらる。

十一月メキシコと新條約を締結。

同二十二年（五十二歳）

二月十一日憲法發布式に參列す。

四月十九日「倫敦タイムズ」に初めて條約改正に就ての記事現はる、是れより君の條約改正に就ての記事現はれ、時論俄かに沸騰し頻りに反對運動起る。

十月十八日條約改正の爲め、君は來島恒喜の爲め外務大臣官邸の門前にて爆彈を投ぜられ爲めに右脚を損す。

二十二日條約改正を中止となる。

十二月願により本官を免ぜられ改めて樞密顧問官に任ぜらる。



明治二十四年（五十四歳）

十一月自由黨總理板垣伯と會見し時局問題を論ず、此故を以て樞密顧問官を免ぜらる。

同 二十五年（五十五歳）

二月公然改進黨に入り代議士總會會長に推さる。

七月二十八日車夫を使者として、君及び河野敏録に爆烈弾を送りたるものありしが幸に炸裂せず事なきを得たり。

同 二十九年（五十九歳）

四月二十一日法要と墓參を兼ね佐賀に向つて東京を喪し。歸途伊勢大廟を拜し津、四日市桑名及び岐阜の各地を歴遊し六月一日歸京す。

十八日松方内閣成り二十二日君の政見三ヶ條内閣の入るゝ所となり、外務大臣となる、世之れを松隈内閣と云ふ。

同 三十年（六十歳）

二月十六日衆議院に於て松隈内閣の外交方針を演説す。蓋し衆議院に於て政府の外交方針

を發表する嚆矢なり。

三月農商務大臣を兼攝す。四月十日勅任參事官の任命を發表す。

二十六日農商務省にて各高等官の第一回鑛毒調査委員會を開く。

五月君はロシアが朝鮮に軍事上の勢力を扶植せんとするに對して抗議す。

六月駐米公使星亨に電訓して米布合併に反對せしむ。次で平和手段によりハワイ事件を解決すべき旨訓令す。十月十九日松方總理を訪ひ、内閣改造の急務を説く。

十一月六日外務大臣兼農商務大臣を辭す。

是れ松方總理が組閣當初誓約せる政綱政策の實施を肯んせざればなり。

明治三十一年（六十一歳）

一月十二日君が辭職の結果松方内閣瓦解し伊藤内閣成立す。

六月十六日自由改進黨の兩黨江東中村樓に懇親會を開き君及板垣伯出席す。

二十日正二位に叙せらる。

三十日台命君と板垣伯に下り君首相として外務大臣を兼攝す。



十月二十七日憲政黨内閣に於て舊進歩自由兩派の抗争を排し閣下に伏奏して文部大臣の後任に犬養毅を推薦し御裁可を得て即日親任式あり是れより兩派抗争甚だし、此時山縣有朋代て内閣を組織す。

十一月廿六日代議士會席上山縣内閣の政策を難す。十二月十五日芝紅葉館に地租増徴反對同盟會の大懇親會を開く。君は谷干城と共に之に臨む。十七日山下町に於ける地租増徴反對同志會の會合に出席す。

明治三十二年（六十二歳）

六月二十一日日支問題研究の爲め自邸に茶話會を開く、三浦梧樓、犬養毅、尾崎行雄出席

同 三十三年（六十三歳）

九月憲政本黨總理となる。

同 三十四年（六十四歳）

三月早稻田本邸火を失し、十六日午後家族と共に牛込佐土原町の岩崎家別邸に移る。

同 三十五年（六十五歳）

一月早稻田邸未だ完成せざるも假寓より移居す。十一月早稻田本邸の新築落成す。  
十二月二日加藤高明の私邸に於て伊藤博文と會見。憲政本黨と政友會との提携を諾す。  
四日憲政本黨大會に臨み伊藤との提携に關する演説をなす。  
八月九日神田錦輝館に開かれし對露同志會に於て君の時局意見を公開す。  
十二月十二日議會解散後帝國ホテルに開きし本黨懇親會に於て日露開戦の避くべからざることを説く。

明治三十七年（六十七歳）

八月同仁會々長となる。

同 四十年（七十歳）

一月二十日憲政本黨總理を辭す。

四月十七日早稻田大學總長に就任す。

同 四十一年（七十一歳）

十月帝國軍人後援會長となる。



同 四十三年 (七十二歳)

七月南極探險隊後援會長に推さる。

十二月日本平和會長に推さる。

明治四十五年 (七十五歳)

七月廿八日明治天皇永訣式に参列す。

大正元年 (同 歳)

九月明治天皇御大葬に参列す。

同 二年 (七十六歳)

十月鍋島閑叟の銅像除幕式に列せんが爲め郷里佐賀に向ふ。途上名古屋、大阪、四國を巡遊す。

同 三年 (七十七歳)

四月十三日大命を拜し十六日第二次大隈内閣成り總理大臣兼内務大臣に任ぜらる。  
八月二十三日對獨宣戰の大詔出づ。



此日日支交渉を開始す。

十二月駐支公使日置益に向ひ對支交渉の訓令を發し其要求を指示す。

二十五日議會解散となる。

大正四年 (七十八歳)

一月七日内務大臣の兼任を解かる。十七日大隈後援會成る。

十八日日置駐支公使袁世凱に謁し對支要求を提示す。三月二十六日總選舉の結果政府の大勝となる。

五月六日御前會議開かる。次で最後通牒の内容を奏上。御裁可を賜はる。直ちに日置公使に訓電を發す。

二十二日二十六議會に施政方針を説く。

六月二日政友會、國民黨聯合し、内閣彈劾案を提出す。君は之れに對して辨明する所あり彈劾案否決せらる。

七日政友派は大浦事件を提げて内閣を彈劾し否決せらる。



八日政友會、國民黨聯合して内閣不信任案を提出し又否決せらる。

七月三十日所謂大浦事件の起りたる結果大浦は内務大臣を辭し君内務大臣を兼任す。君改めて閣員と共に辭表を捧呈す。

九日優詔を拜して留任す。

十月二十八日駐支代理公使小幡西吉に訓電し支那に對し帝政延期勸告をなさしむ

十一日即位の大典に首相として參列し紫宸殿に壽詞を奉讀す。

十二月一日三十七議會に於て施政方針を演説す。

大正五年（七十九歳）

七月特に侯爵に陞授せらる。

同時に大勳位に叙せられ菊花大綬章を授けらる。十月九日内閣總辭職。

同 六年（八十歳）

一月下旬天盃並に鳩杖を賜はる。

同 七年（八十一歳）

二月十八日維新史料編纂顧問を仰付けらる。

五月上旬雜誌「大觀」を創刊す。

大正九年（八十三歳）

十月十二日東宮御所へ伺候明治史講進山縣と會見す。

同 十一年（八十五歳）

一月十日早稻田の自邸に於て薨去。



# 四、伊藤博文

天保十二年（一 歳）

周防國熊毛郡東荷村字野尻に生る（幼名利助）

弘化三年（六 歳）

父十藏妻子を國方秋山家に托し萩に出づ

嘉永二年（九 歳）

正月十一日寺子屋三隅勘三郎に就て字を學ぶ。

三月七日母堂と共に萩の父十藏の家に行く。

同 四年（十一歳）

萩新堀の法光院に寓し、住職惠運に就て字を學ぶ。

同 六年（十三歳）



毛利家天滿宮祈年祭連歌舉行の際給仕を命ぜらる。

安政元年（十四歳）

萩の久保五郎左衛門の家塾に通ひ素讀習字を受く。

父十藏伊藤直右衛門の養子となり親子三人松本の金鑄原伊藤家に同居す、氏名を伊藤俊輔と改む。

同 二年（十五歳）

長藩輕卒組總代山本平十郎の配下に屬す。

同 三年（十六歳）

相州出役を命ぜられ、長藩相州官田警衛總奉行手元役田北太中の手附となる。

同 四年（十七歳）

二月長藩來島良藏の手附となる。

九月來島の紹介を以て松下村塾に塾を取る。

同 六年（十九歳）

九月桂小五郎（木戸孝允）の手附となり江戸に赴く。

十月桂小五郎に従て江戸に上り櫻田の藩邸に寄宿す。

廿九日同志と共に吉田寅次郎（松陰）の遺骸を清淨にして小塚原回向院に埋葬す。

萬延元年（二十歳）

六月儒者大橋順藏の向島小梅の家塾に出入講義を聞く。

英學修業の志願を在藩の來島良藏に告げ其配意を乞ふ。

文久元年（二十一歳）

三月廿四日父十藏に江戸の狀況を報し、水戸浪士奮起の精神を説明す。

同 二年（二十二歳）

正月十八日水戸藩浪士川邊左治右衛門（變名均田萬之助）長藩邸に自殺す、幕吏之を疑て桂小五郎及び君を訊問す。

二月三月に亘り此事に付き町奉行より前後五回訊問せられ、遂に桂小五郎と共に譴責を受く。



十二月十二日高杉晋作等と共に總勢十三人にて品川御殿山英國公使館を焼く。

文久三年 (二十三歳)

一月五日高杉晋作、山尾庸三等と共に吉田寅次郎の遺骨を武藏若林大夫山に改葬す。

二月二日江戸長藩邸に急使を命ぜられ井上聞多と共に京都を發し江戸に赴く、此時井上より洋行を勧めらる。

潜に水戸藩浪士吉成恒次郎等を率ゐて江戸を發し上京の途に就く。

同月輕卒より士屋に昇進す。

五月十二日君井上聞多、野村彌吉、遠藤謹助、山尾庸三の四氏と共に英國汽船ケルスウイツク號に搭じ横濱を抜錨し英國倫敦に赴く。

九月二十三日倫敦に著す。

元治元年 (二十四歳)

三月中旬下關に於ける外國艦砲撃の報を得、井上聞多と共に倫敦を發し歸朝の途に上る。六月十日君井上聞多と共に横濱に歸着夫れより或は横濱に或は郷國に砲撃事件に付斡旋す

る處甚だ多し。

九月廿六日井上聞多遭難の報に接するや直ちに山口に馳せ、其病褥を訪ひ下關に歸りて潜伏す。

十一月初下關に於て力士隊の總督となる。

十五日長藩諸隊五卿を奉じて長崎より長府に移る、君之と同行す。

慶應元年 (二十五歳)

七月廿一日井上聞多と共に長崎に至り薩の小松帯刀の庇護により薩藩邸に寄宿し土佐藩の海援隊の士に面して汽船買入の手續をなす、此時姓名を變じ、君は薩藩士吉村莊藏と稱し井上は同山田新助と稱せり。

八月廿六日上杉宗二郎と共に銃器軍艦の買入を了しユニオン號に搭乘して長崎より下關に歸着す。

同 二年 (二十六歳)

二月二十七日長藩は乙丑丸鹿兒島回航交渉の爲め高杉晋作を迎薩使とし君を同副使とし長



崎及鹿兒島に差遣はすことを決せり。

三月廿一日高杉晋作に随ひ「グラバー」の汽船に乗じ長崎に向け下關を發す、同下旬都合を以て長崎に於て薩摩行を中止し親書及贈品傳達方を市來六左衛門に託す。

四月廿二日長藩は君及高杉晋作の洋行を許可す。

八月上旬君を長崎に派遣し下關砲撃の事に付き外人を慰諭せしむ。

廿六日長崎より上海に赴き汽船二艘（第二丙寅丸、滿珠丸）を購入れ此日馬關に歸る。

慶應三年（二十七歳）

三月九日品川彌二郎、野村靖之助、堀真五郎と共に士御雇より士分中の三十人通りに昇進す。

十八日薩長聯合勤王の大旗を樹つるの議進行君上京の命を受く。

九月二十日坂本龍馬と下關に會し京都の形勢及薩長の決心等を談す。

廿六日長崎に往き大徳寺に寄寓し諸藩の志士に交り其間學生芳川顯吉に就て英文を學ぶ。

十一月下旬軍艦に搭じ長崎を出發し兵庫に向ふ。

十二月三田尻英學校を設立する爲め米人を雇入れ兵庫より下關に歸着す。

十九日三條實美等下關に着、桂小五郎と共に之れを迎へ長藩主の命を傳へ京攝の近情を説く。

明治元年（二十八歳）

正月十三日外國事務掛を命ぜらる是れ朝廷よりの最初の任官なり廿五日參與に任じ外國事務掛を兼ね兵庫に駐在せしむ。

二月二十日徴士參與職外國事務局判事仰付けらる。

四月十九日神戸開港地管轄外國事務總て取扱を仰付けらる。

閏五月三日是迄の職務を免じ大阪府判事兼外國判事仰付けらる。但し兵庫神戸兩所在勤の事。

同二十九日國是の綱目の建白を朝廷に上る封建廢止の事を論ず。

六月二十七日從五位下兵庫縣知事に任ぜらる。

十一月政府に上書し廢藩置縣を主唱す。

同二年（二十九歳）



正月五日神戸在勤の困難なることを大隈重信に告ぐ。

七月十八日大藏少輔に任ず。

八月十一日民部少輔を兼任す叙従五位本官を以て北海道開拓御用掛仰付けらる。

十月十日鐵道敷設費として英國より金銀借入方條約締結全權委任を仰付けられる。

十二月中旬彈正臺鐵道敷設に反對し君及大隈を彈劾す。

明治三年（三十歳）

七月十日民部少輔兼任を免ぜらる。

十月二十日從四位に叙せらる。

十一月二日財政制度取調の爲め横濱を出發米國に赴く。

同四年（三十一歳）

五月九日米國より歸朝す。

七月十四日書を井上馨に與へ大隈重信の財政策を辯護し免職すべからざるを論ず。

同廿八日租税頭に任ぜらる。

十月十二日君副使として岩倉全權大使一行と共に横濱を發す。  
十二月六日桑港に着す。

明治五年（三十二歳）

二月十二日大久保利通と共に條約改正の全權委任狀を得んとして華盛頓を發して歸朝の途に就く。

五月十七日條約改正の全權委任狀を携帯し大久保利通と共に横濱を發して再び米國に航す

六月十七日特命全權大使等條約改正の國別談判は中止することに決し、午後外務省に赴き

「アキシユ卿」に面會其旨通告す。

七月十四日特命全權大使の一行夜倫敦に着す。

十一月五日大使と共にヴィクトリア女王に謁見す、岩倉國書を捧呈す。

十一月十六日大使一行午前八時倫敦を發し正午佛國カレイに上陸し巴理に抵る。

同廿六日大使と共に佛國大統領チエールに謁し國書を捧呈す。

同六年（三十三歳）



二月十七日佛國を發し白耳義國ブラツセルに抵る。  
 十八日大使と共に皇帝レオポルド二世に謁見し國書を捧呈す。  
 廿四日ブラツセル府を發し和蘭國ヘーグに抵り首都へ滞在す。  
 廿五日大使と共にウイルヘルム三世に謁見し國書を捧呈す。  
 三月七日同所を發し獨逸に赴く。  
 同九日獨逸伯林府に着す。  
 同十一日大使と共に獨逸皇帝ウイルヘルム一世に謁見し國書を捧呈し、大宰相ビスマルクに會見す。  
 廿八日伯林を發し露都ピーターズブルグに向ふ、大久保利通歸朝の途に就く。  
 三十日ピーターズブルグに抵る。  
 四月三日皇帝アレキサンドル二世に謁し國書を捧呈す。  
 同十八日丁抹コツベンハーケンに抵る。  
 同十九日大使と共に丁抹皇帝に謁見す。

同廿四日瑞典國ストックホルムに抵る。  
 同廿五日大使と共に瑞典皇帝に謁見し國書を捧呈す。  
 五月十一日伊太利亞ローマ府に抵る。  
 同十三日皇帝に謁見して國書を捧呈す。  
 六月三日墺都維納府に抵る。  
 同八日皇帝に謁見し國書を捧呈す。  
 同十八日瑞西に抵る。  
 廿一日大統領に謁見す。  
 七月二十日大使岩倉具視、山口尙芳と共に馬耳塞を發し歸國の途に上る。  
 九月十三日岩倉大使と共に横濱に着し直ちに上京皇居に朝す。  
 十月廿五日參議兼工部卿に任ぜらる。  
 同廿八日木戸孝允を訪ひ西郷隆盛の歸國並に近衛兵動搖の状況を聞く。  
 十一月二十日寺島宗則と政體取調を命ぜらる、君福澤諭吉を加へんとするの議を退く。



明治七年（三十四歳）

一月十八日板垣退助等の民選議院設立の建白書を受取り之を大久保利通に廻送す。

二月七日征臺の議決を木戸孝允に報す。

十四日正四位に叙せらる。

五月十三日参議木戸孝允の辭職を聽さる君止むべからざるを知り其間に斡旋す。

六月三日太政大臣三條實美公に島津久光、大隈重信間の斡旋を依頼せらる。

七月七日地方官會々議々長を仰付けらる。

六月三十一日木戸孝允書を君に送り時勢に鑑み前原一誠を地方縣令に任用する得策なることを説き其推薦方を依頼す。

八月二日内務卿大久保利通清國出張中内務卿兼勤仰付けらる。

十月廿四日木戸孝允召還の爲め大阪に差遣せらる。

十一月一日木戸孝允に聖旨及三條實美の手束を傳へて上京を促す、孝允固辭す。

同九日日清兩國の和議既に成りたることを木戸孝允に報す。

同廿八日大久保利通歸朝に付内務卿兼勤を免ぜらる。

明治八年（三十五歳）

二月二日大阪に大久保利通を訪ひ木戸孝允、板垣退助と共に時事に關し協商せんとする趣を告げしに利通之れを賛す。

同七日木戸孝允、井上馨、小室信夫、古澤滋、岡本健三郎、鳥尾小彌太等君の旅館に會合す同九日木戸孝允を伴ひ大久保利通を訪ひ施政大綱を議定す、所謂大阪會議なるもの是に於て成る。

二月十一日木戸孝允の招により酒樓加加伊に至る、大久保利通、板垣退助、井上馨、鳥尾小彌太、吉富簡一等参席、所謂大阪會議此に結了す。

廿四日君等東京に歸著。

三月六日三條實美邸に於て大久保利通、木戸孝允、板垣退助等と會同し制度改革の順序を討議す。

三月十七日参議大久保利通、木戸孝允、板垣退助と共に政體取調御用掛を命ぜらる。



六月二十七日大久保利通に速かに議誘律並に新聞條例を發布せんことを求む。

七月三日法制局長官兼任仰付けらる。

八月十二日参議板垣退助と各省卿の分離を主張す、公等之れを非とす。

十月廿七日大臣参議等と共に三條實美邸に會し島津久光、板垣退助辭職善後策並に江華灣事件等を商議す。

明治九年 (三十六歳)

七月廿九日北海道巡視仰付けらる。

八月五日三條實美、山縣有朋、寺島宗則等と共に北海道に向けて出發。

九月三十日北海道より歸る。

十一月十四日萩の賊徒に對し斷然處刑すべしとの大久保利通の議に賛す。

十二月廿六日大久保利通の委囑に應じ行政改革建言書を草し之れを提出す。

同三十日木戸孝允來訪し過日來の討論の餘を數時間細論す。

明治十年 (三十七歳)

一月十六日品川彌次郎と共に木戸孝允を訪ひ参議復任を勸めしも應ぜず。

二月二十八日大久保利通と共に久しく滞在せし京都を發し大阪に赴く。

内閣行署を大阪に設け大久保利通、木戸孝允、及び君をして征討機務を處理せしむ。

三月十六日内閣行署に於て勅使柳原前光より鹿兒島の狀況を聽く。

三月二十日大阪内閣行署を罷む、此日君等京都に歸る。

八月四日太政官を皇居内に移すの議を奏上す、嘉納せられ八月十五日赤坂皇居内に移さる。

同六日在歐の井上馨に書を與へ西南役の戦費五千萬圓に達せんとすることを告ぐ。

十一月二日勳一等に叙し旭日大綬章を賜る。

陸軍少將三好重臣、谷干城、三浦梧樓を召し戦地の狀況を聞召され、君之れに陪す。

十二月廿五日刑法草案審査總裁仰付けらる。

明治十一年 (三十八歳)

三月五日賞勳局長官副長官を廢す。

兼任議定官兼工部卿、法制局長官如故地方官會議議長仰付けらる。



五月十五日兼工部卿を免じ内務卿を兼任せらる。

當分の内工部省御用取扱仰付らる。

廿八日佛國博覽會事務總裁仰付けらる。

刑法草案審査總裁免ぜらる。

閣議親臨に際し侍補の之れに侍座せんとするの議を不可とし其議を斥く。

八月廿三日近衛兵暴動の企てあるを聞き之れを陸軍卿山縣有朋に急報す。

同 十一年 (三十九歳)

二月廿九日願により法制局長官を免ぜらる。

七月十八日御用により日光に差遣せらる、グランド將軍と日清問題を議せんが爲なり。

十月十三日侍補等政治に參與せんとして參議等と抗争せし爲め此日を以て侍補を廢す。

藤田組賈札事件に對する警視廳の措置を難じ、其處分を公平にすべきことを司法卿大木喬

任に請ふ。

十二月二十一日岩倉具視に書を與へ元老院編纂國憲草案を不完全とし未定稿のまま中止す

べしと進言す。

十二月國家立憲の制は急激なるべからず、又國會開設前に華族の制を改正すべきことを唱

道す。

明治十三年 (四十歳)

一月二十八日兼内務卿を免ぜらる。

三月十五日願に依り兼官を免ぜらる。

六月一日岩倉具視に財政の危機に際し外債募集の非なることを論じ到底關涉し能はざる旨

を告ぐ。

七月十七日閣議に於て大木喬任の地租米納論に反對す。

十一月下旬大隈重信と農商務省設置の要を建議す。

十二月十四日立憲政體に關する建白書を上る。

同 十四年 (四十一歳)

三月四日佐々木高行の問に答へ欽定憲法を可とし急進論を排斥する意見を告ぐ。



三月三十日岩倉具視と會し國會開設の事を謀る、具視、大隈重信と熟議せんことを請ふ。

六月廿七日三條實美に乞ひ大隈重信の國會開設意見書を内借し之れを騰寫す。

七月一日國會開設問題に關し大隈重信の舉を憤り其職を辭せんことを三條實美に上陳す。

二日國會開設に關する大隈重信の建議に反對し辭職せんことを岩倉具視に告げ疾と稱して出仕せず。

三日岩倉具視を訪ひ更に辭職の事を談ず、岩倉大に慰諭す。

四日大隈重信、君の邸を訪ひ、憲法制定に關する意見を交換す、一致に至らざるを以て再會を約す。

八日熾仁親王、臨邸あらせらる。

三條實美、岩倉具視等の奔走に依り君辭意を翻し此日より出仕す。

九月廿六日佐々木高行、君を訪ひ大隈重信罷免並に開拓使官有物拂下問題に對する意を述べ。

十月五日三條實美、君に書を與へ薩長の一致を冀望す。

元田永孚、佐々木高行に公の國會開設意見に對する聖上の恩召を述べ。

七日岩倉具視を訪ひ、國會準備の勅諭案内閣元老院及參議章程案を提示し速かに閣議に附せられんことを請ひ、大隈重信罷免の止むべからざるを説く。具視始めて意を決す。

八日岩倉具視を訪ひ機事を語り又書を以て國會開設の期を定むるの必要を論ず。

西郷從道と共に岩倉具視を訪ひ開拓使一件に付黒田清隆説論の事等を論ず。

九日三條實美、西郷從道、山田綱義と共に岩倉具視の邸に會し國會準備の勅諭宣布等の順序を協議す。

十一日三大臣及參議等御前會議を開き國會開設に關する諸事を深夜迄協議す參議連署して立憲政體に關する建言を上奏す。

西郷從道と共に參議大隈重信を訪ひ辭職を勸告す重信之を諾す。

十二日三大臣及西郷從道と共に拜謁し國務を奏上す。

詔して明治二十三年を期して國會を開設すべき旨を諭し賜ふ。

十三日大臣參議省卿を召し勅して國會開設の聖意を對揚し賜ふ。



廿一日參議をして再び諸省卿を兼ねしむ、公參事院議長を兼任す。  
十一月十八日宮中庶務主管會計を仰付けらる。

明治十五年（四十二歳）

二月廿五日兼任參事院議長を免ぜらる。憲法取調の爲め歐米に差遣せらる。  
三月十四日横濱を出帆し渡歐の途に上る。  
十七日衆參議と共に聖諭に奉對し國會開設に關する意見を上る。  
五月十六日伯林に到着毎週三回グナイストに就き憲法講義を聴く。  
八月八月埃國維納府に到着始めてスタイン博士の説を聞く。  
十一月四日再び伯林に抵りグナイストに就き憲法の講義を聴く。

同 十六年（四十三歳）

一月八日獨逸宰相ビスマルクに面し條約改正の事を談せんとす。  
三十日ビスマルクに會見し憲法制定顧問として獨逸人三名を日本に送ることを約す。  
三日三日倫敦に至る。

五月上旬露國に赴く。

八月四日歸朝。

九月十六日元田永孚に面し憲政制度に關する意見を述べ。

九月十九日立憲政治實施後に於ける君主の心得の奏す。

十二月十一日外務卿代理仰付けらる。

同 十七年（四十四歳）

二月二十一日外務卿代理を免ぜらる。

三月十七日制度取調局長を仰付けらる。

二十一日宮内卿を兼任す。

七月七日勳功に依り伯爵を特授せらる。

十三日待醫の建議書を上り聖上の轉地療養を請ふ聽し賜はず。

十二月十三日朝鮮の變報始めて政府に達し參議等外務省に會し其對策を議す、君之を三條實美に報す。



同十八年（四十五歳）

二月廿四日特派全權大使として清國に差遣せらる。

同廿八日横濱解纜清國に赴く。

三月十四日天津に着す。

四月四日天津に於て李全權と談判を開始す。

十八日天津に於て清國全權大使李鴻章と天津條約を締結す。

廿八日歸朝。

五月廿一日天津條約批准せらる。

七月七日天皇高輪邸に行幸あらせらる。

八日皇后高輪邸に行啓あらせらる。

十八日山口廣島岡山三縣下御巡幸供奉仰付けらる。

廿六日御發轅。

八月二十二日御還幸に供奉し歸京。

十一月十四日黒田清隆を右大臣にせんことを建議す、清隆固辭す。  
十一月廿四日參議會に於て君の外右大臣に任すべき人なしと決議し之を三條太政大臣に上申す。  
十二月六日拜調總理大臣の内命告げ賜ふ。  
十二日内閣顧問官黒田清隆一切の官職を辭せんとす、天皇之を許さず。  
十二月廿二日内閣總理大臣兼宮内大臣に任ぜらる。  
二十三日新内閣員に勅語を賜はる。

明治十九年（四十六歳）

七月十四日侍醫一統の建議書を捧呈し聖上の轉地御靜養を奏請す。

陸軍大臣大山巖と共に參内拜調し監軍部設置に付き聖旨を候す。

同二十年（四十七歳）

一月廿五日京都御行幸啓に付宮内大臣として供奉す。

二月二十四日御還幸に供奉して歸京。



三月十四日勅諭を下して内帑金三十萬圓を海防費に充てしめ賜ふ。君 聖旨を全國に布達し海防費獻金のことを慫慂す。

四月二十日首相官邸に於て君夫妻主催の下に假裝舞踏會を開く。

六月九日板垣退助の辭爵理由を不明として聽許すべからずと論ず。

七月三日農商務大臣谷干城條約改正を非として意見書を上る、君因て駁論を草す。

十八日外務大臣井上馨 條約改正中止を各國公使に告ぐ、君將來の難事を豫想し之れに同情す。

九月十六日外務大臣井上馨を罷む。

十七日免兼官内大臣兼任臨時外務大臣。

明治二十一年（四十八歳）

二月一日兼臨時外務大臣を免ぜらる。

四月五日憲法、及皇室典範草案成る、此日起案の精神を三條實美に告ぐ。

三十日樞密院議長に任ぜらる。

六月十八日始めて樞密院に憲法案を諮詢す、君起草の大意を陳述し、憲法案奉呈上奏書を朗讀す。

七月十三日樞密院憲法會議第三讀會を終了す、君各官の勞を謝す。

十二月二十八日總理大臣黒田清隆、外務大臣大隈重信と條約改正のことを議し其結果を上奏す。

明治二十二年（四十九歳）

二月十一日旭日桐花大綬章を賜はる。

二月十五日在京の府縣會議長を官邸に招き憲法の眞意義を訓示す。

四月中旬上表して皇室典範義解及憲法義解を進む。

七月廿四日召により井上馨と共に參内し大隈重信の條約改正案による歸化法案及外人傭聘の御下問に對し憲法と相觸背する旨を上奏す。

八月十八日井上馨に書を與へ條約改正のことを憂慮し維新以來斯の如く憂慮せしことなしと述懐す。



三十日願に依り樞密院議長を免ぜられ内閣に列するを免ぜらる。

十一月一日特に大臣の禮を以て元勳優遇の意を昭かにすとの勅語を賜はる。

二十五日立太子御祝宴内廷に於て召さる。

明治二十三年（五十歳）

二月四日帝國議會と内閣との關係に對する御下問に奉答す。

七月十日貴族院議員に當選。

十月廿四日貴族院議長に任ぜらる。

同 二十四年（五十一歳）

一月二十日兩院燒失す、君現場にありて諸事を指揮す。

二月三日皇室經濟顧問に任ぜらる。

五月十二日天皇家都行幸御發轅に臨み君に次の汽車にて京都に陪從すべしと命じ賜ふ。

後藤、陸奥、君を末松邸に訪ひ刺客を以て津田三藏を刺殺すべしと勸む、君之を拒絶す。

黒田と共に東京を發し京都に赴く。

六月一日樞密院議長に任ぜらる。

七月廿一日貴族院議員を辭す。

十月三十一日侍從職幹事岩倉具定を小田原に差遣し内閣の現状に關し御下問あり、具定に對し現内閣に關する限り今後御下問を拜辭する旨を答ふ。

十二月廿五日第二期帝國議會解散せらる。

明治二十五年（五十二歳）

一月四日御下問に對し野に下り政黨組織の意のあることを奉答す。

八月八日内閣總理大臣に任ぜらる。

十八日前内閣機密費を使用し盡し困却するを以て御手許金を下賜せられんことを内請し、允許せらる。

九月十三日府縣知事を首相官邸に招き訓示す。

十一月廿五日帝國議會を召集す。

廿七日馬車顛覆負傷す。



廿八日内務大臣井上馨、總理大臣臨時代理仰付らる。

同 二十六年 (五十三歳)

二月六日井上の内閣總理大臣臨時代理を解く。

七日第四議會衆議院に出席し内閣彈劾上奏案反對の意見を述べ。

六月十九日陸奥外務大臣と共に参内し條約改正案を捧呈して裁可を得。

廿五日駐獨公使青木周藏に條約改正に關する訓示を發す。

十一月二十二日樞密院決定の修正條約改正案を閣議に提出し尋いて上奏裁可を仰ぐ。

十二月三日第五議會に臨み施政方針を演説す。

五日衆議院の上奏に對し端揆統督の任を盡さざる責を引き奉表して罪を待つ。

十二月二十九日内閣大臣連署して衆議院解散に關する奏議を上る。

三十日拜謁議會解散のことを奉聞す農商務大臣後藤象次郎のことに就き御下問あらせらる

明治二十七年 (五十三歳)

一月二十四日貴族院有志二條基弘等君に書を與へ衆議院解散の理由なきを難す。

二月十日之れに復書して解散の理由を辯明す。

十九日公爵近衛篤磨等君の答辯に對し更に意見書を提出す。

同月下旬之れに對し衆議院解散に付ては新に答ふべき論點なきを言明す。

六月二日衆議院解散と朝鮮出兵に關する閣議決定のことを奏上し聖斷を請ふ。

二十二日韓國出兵問題に關し陸海軍大官、樞密院顧問等より御前會議を開く君の提議により宣戰を議決す。

七月一日官邸に於て文武重大會議を開き對清問題を議す。

十日外務大臣陸奥宗光と共に拜謁し修正條約閣議案を奏上し裁可を仰ぐ。

廿七日特に命して大本營會議に列せしむ。

廿二日日英條約御批准を奏請す。

廿五日待從長を差遣し松方大藏大臣辭職に關し意見の相違を問はしむ。

三十日君及山縣有朋等軍務樞機の人を御前に召し勅諭を賜ひ文武相扞格することなからしむ。



九月大本營を廣島に進め賜ふ、此日御發聲、君供奉す。

十九日廣島に於ける臨時議會に臨み日清交戦の經過を述ぶ。

十一月廿八日清國媾和使獨逸人デットリンゲ李鴻章の書翰を携へ來朝す君正當の資格なき者と認め會見を拒絶す。

十二月十八日君議會準備の爲め歸京す。

廿四日帝國議會開院式、天皇廣島行在所より勅語を賜ふ、君之を捧讀す。

同月下旬政黨首領召集の議を立つ。

明治二十八年（五十五歲）

一月十一日陸奥外相と廣島に赴く。

三十日陸奥宗光と共に全權辦理大臣に任ぜらる。

二月三日清國派遣の媾和使張蔭桓等を拒絶せし顛末を奏上す。

四日衆議院各派代表大東義徹、鳩山和夫、高田早苗、長谷場純孝、大竹貫一等君を訪ひ強硬意見を陳述す。

十八日廣島を發し下關に赴く。

十九日清國使節來朝に付全權辦理大臣仰せ付けらる。

二十日全權として清國全權李鴻章と下關に會し媾和談判を開始す。

三月三十日日清休戦條約を調印す。

四月十七日日清媾和條約に調印す。

廿四日御前會議に三國干涉對策案を提出す、三國勸告を容るゝことに内定す。

廿七日天皇廣島を御發聲京都御所に着御せらる、君供奉す。

五月四日御前會議の後君等外務大臣陸奥宗光の京都旅館に會し三國に對する回答案即ち遼東半島を還附することを議定す。君之を携へて參營聖斷を仰ぐ。

三十日天皇東京に還幸せらる、君供奉す。

六月十八日臺灣事務局總裁仰付らる。

七月五日谷干城君に書を送りて引責辭職を警告す。

八月五日特陞叙侯爵大勳位菊花大綬章を授け賜ふ。



九月廿五日福島縣人渡邊武雄、東京市人篠崎有一郎遼東半島遼陽の事に激昂し公を殺害せんことを謀り發覺逮捕せらる。

十二月二十日正二位に叙せらる。

明治二十九年（五十六歳）

二月廿九日遣露大使の問題に關し山縣有朋の言を怒り山縣に書を與へ自ら代らんことを乞ふ。

四月十四日自由黨總理板垣退助を入閣せしむ。又松方正義、大隈重信を入閣せしむる意あり。

八月廿八日辭表を奉呈す。

卅一日願意を聽許し、特に大臣の禮を以てし元勳優遇の意を明にす。

同 三十年（五十七歳）

五月七日威仁親王に隨行して横濱を發して英國に赴く。

六月廿二日威仁親王に隨ひセントポール寺院に於ける英國皇帝即位六十年祝典に參列す。

九月五日歐洲より歸朝す。

同 三十一年（五十八歳）

一月十二日内閣總理大臣に任ぜらる。

十九日元帥府設置のことを奏す、明日發布任命あり。

此日内帑金十萬圓下賜せらる。

二月六日官邸に板垣退助、林有造、片岡健吉、松田正久等自由黨員を饗し同黨との融和演説をなす。

四月十三日臨時閣議を開き日露協商の狀を報告す。

臨時閣議に於て自由黨との交渉を報告し政黨の狀況を憂慮し憲政の改善を諮る。

六月十二日山縣有朋君の政黨組織説を傳聞し、井上馨、芳川顯止、松方正義等に反對意見を述べ之を止めんとす。

十四日帝國ホテルに於て新政黨組織發起者會を開く。

十八日澁澤榮一。君の政黨組織に同意なることを自署す。



十九日閣議に於て政黨組織のことを報告す、桂太郎等反對す。

大磯に抵り三日間静養し廿二日上京す。

廿四日閣議に於て後繼内閣は政黨に譲るか元老にて引受くるかの二途による外なきことを主張議決せず。

御前會議に於て政黨組織の必要を主張せしに山縣有朋反對す。

辭表捧呈爵位勳等盡く辭せんことを請ふ。

廿五日井上馨に大隈、板垣兩人に大命を降下するか、元老に降下するか一に聖斷に依つて決せらるゝ様奏上せんことを告ぐ此夜大隈重信、板垣退助を招き後任内閣奏請の内意を傳ふ、廿六日御下間に奉答し大隈、板垣兩人に大命降下の外なきことを奏上す。

三十日朝願に依り本官を免ぜらる。特に大臣の禮を以てし元勳優遇の意を明にす、爵位勳等の辭退を聽し賜はず。

廿六日大磯を發し清國漫遊の途に上る。

十一月廿六日支那漫遊より歸京。

十二月八日憲政黨員（自由黨此時憲政黨と云ふ）招待會に於て極東の形勢と日本の財政難に付演説す。

明治三十二年（五十九歳）

二月十一日帝國ホテルに各親王殿下、内閣大臣、貴衆兩院正副議長等を招き憲法發布十年の祝宴を開き憲法制定の事情及其運用に付演説す。

此年は春より冬にかけ大阪を初め九州、中國、北陸、關東等東奔西走憲政に関する講演をなし日も尙足らず。

明治三十三年（六十歳）

四月廿八日大阪灣大觀艦式に參列す。

六月一日憲政黨（自由黨）總務委員等大磯滄浪閣に君を訪ひ全黨を擧げて君の意思に一任する旨を告ぐ。

七月九日君元老として閣議に列す。

廿六日宮内大臣田中光顯、君の政黨組織に関する事情を奏上す。



八月八日自ら新政黨を組織せんことを宣言し之れを憲政黨（自由黨）に告ぐ。  
廿五日新政黨創立の趣旨及綱領を發表す。

西園寺公望、尾亨、渡邊國武と共に東京芝紅葉館に於て立憲政友會創立委員會を開く。  
新政黨創立の趣旨を演説す。

十三日桂太郎來訪し政黨組織に付論議す。

十四日東宮輔導顧問、帝室制度局總裁、皇室經濟顧問等願により免ぜらる。

九月十二日辭職を許し勅語を賜ひ金貳萬圓を賜ふ。

九月十五日立憲政友會總裁になる。

帝國ホテルに於ける立憲政友會發會式に於て政黨組織の要を述べ。

廿六日山縣首相辭表を捧呈す。

十月七日拜謁後任首相の御内命あらせらる。

十四日政友會總務委員一同に對し渡邊國武との意見の相違は氷解せりと告ぐ。

十九日内閣總理大臣に任ぜらる。



十二月二十日政友會總會に於て對議會策に付き演説す。  
廿二日貴族院各派代表者、君に向て官紀振肅問題に關し忠告す。

明治三十四年（六十一歳）

二月廿六日貴族院の増税反對の議を憂慮し京都の山縣有朋に之を鎮壓せんことを電請す。

三月十二日貴族院議長を召し勅諭あらせらる。

公貴族院議長近衛篤磨の間に對し貴族院に降下せる詔勅は本大臣の奏聞の結果なりと答ふ。

十三日勅語煥發により待罪書を奉呈す。君及各大臣辭表を奉呈す。

十五日待罪書却下せらる。

十七日政府提出の増税案貴族院を通過す。

五月二日參内財政問題に關し内閣不統一の責を負ひ辭表を捧呈す西園寺公望を臨時代理と爲す。

九日辭表聽許せらる。

十日本官を免ぜらる。特に大臣の禮を以てして元勳優遇の意を明かにせらる。



廿九日召しにより参内拜謁再任の旨を下し賜ふ、君之を固辭し桂太郎に命じ賜はんことを奏す。

六月一日政友會總會に於て内閣辭職の顛末並に其後の經過を述ぶ。

八月三日桂首相、君起案の旨趣に基き日英同盟交渉に關する訓電を林公使に發す。

九月十三日拜謁海外漫遊のことを奏聞す。

十五日政友會創立一周記念會に於て歐米漫遊發途に臨み訓示を與ふ。

十七日海外漫遊に付物を下賜せらる。

十八日都筑馨六を従へ横濱を發し海外漫遊の途に上る。

十一月十四日佛國大統領ルーベールをエリゼー宮に訪問す。

再び外相デルカツセを訪問す。

林董、巴理に君を訪ひ日英同盟交渉の經過を告げ提案を示す。

十五日巴理より首相に電報を以て日英同盟最後の斷案を猶豫せんことを求む。

二十日桂首相君に日英同盟は具體化し重大理由なくば回答遷延の不可能なることを打電す。

廿五日露都に到着し外相ラムスドルフ、藏相ウキツテと會し日露協商を提出す。

廿六日露都より電報を以て露都滞在は漫遊か雜談的意見交換に止むべきかを桂首相に問ふ。

廿七日桂首相より君に露都訪問は雜談的意見交換に止められたしと返答す。

十二月六日桂首相に電報を送り日露協和の好機なるを以て日英同盟締結前に日露協約を成就せんことを忠告す。

九日日英同盟修正案裁可を見合せられんことを電奏す。

十日桂首相君に電報して日英同盟の猶豫すべからざる旨を告ぐ。

十二日朝鮮に關する日露協約を結ぶことは日英同盟の範圍外とせんことを桂首相に注意す。

十三日桂首相電報を以て君の意見を窺覽に供し其宸斷に依る。

桂首相に電報を以て兩人の間に誤解あることを告げ日英同盟の訂結延期を求む。

十七日桂首相に電報を以て日露協商成立の見込あることを告げ日英同盟を保留せんことを求む。

廿一日桂首相、電報を以て君の日露協商案に遺憾の點ありとし之れを奏聞し又は閣議に附



する能はずと返電す。

廿二日桂首相に返電して滿洲に於ての讓歩は止むなしとして、日英同盟に拘はらず、日露協約の必要ある所以を論ず。

廿三日露外相ラムスドルフに向て、外相提出の日露協商案は未だ兩國協議を開くの基礎を備へざることを告ぐ。

即日露都を發し伯林を経て倫敦に向ふ。

廿七日英國皇帝に謁見す。

廿八日桂首相、君に送電して、公の眞意は了解せるも日露協約を開くに先だち日英の商議を結了するは必要なりと告ぐ。

三十日桂首相に電報を以て露國外相との交渉を斷絶することを告ぐ。

明治三十五年（六十二歳）

三月一日、歸朝大磯滄浪閣に入る。

七日參内拜謁歐米情勢を委曲奏上す。

八日洋行費貳萬圓下賜せらる。

八日立憲政友會本部に於て政黨員の義務と總選舉に對する注意を説く。

十一月三十日桂首相に會し地租繼續反對の意見を告ぐ。

十二月廿三日兒玉源太郎、君を訪ひ政府と政友會の妥協を策す。

廿六日政友會議員總會に於て政府當局と會見の顛末を述ぶ。

明治三十六年（六十三歳）

二月二十二日山縣有朋と共に葉山に抵り長雲閣に於て、桂首相、山本權兵衛、曾禰荒助、

平田東助の各大臣と會し密に租稅繼續案撤回の内約を結び妥協案を作成す。

四月廿一日京都無隣庵に於て桂太郎、山縣有朋、小村壽太郎と共に元老閣臣會を開き對露問題を議す

五月十九日桂首相品川の杉田定一郎に君を訪ひ政友會をして妥協案實行に賛成する様周旋せられんことを請ふ。君之を諾す。

廿三日政友會總會に於て政府と妥協せる所以を述ぶ。



廿三日御前元老會議に召され山縣有朋、大山巖、松方正義、井上馨の諸元老、桂首相、寺内陸相、山本海相と共に對露方策を決議す。

七月十三日樞密院議長に任ぜらる。

十一月五日對露同志會、君及桂首相に警告覺書を贈る。

明治三十七年（六十四歲）

二月三元老大臣會議に於て日露開戦に決す。

五日桂首相來訪し内閣首班として時局に當らんことを乞ふ君之を拒絶す。

三月十三日韓國皇帝御慰問特派大使として東京を發す。

四月一日韓國より歸朝拜謁復命す。

同 三十八年（六十五歲）

五月三十日桂首相來訪し速かに日露講和條約訂結に着手せんことを議す、君之れに同意す。

十一月五日韓國皇室御慰問特派大使として韓國に赴く爲め大磯を發す。

十七日日韓新協約を訂結す、韓國を保護國として統監を置く。

十二月五日韓國より歸朝大磯に着く。

廿一日韓國統監に任ぜらる。

同 三十九年（六十六歲）

一月九日樞密顧問官に兼任せらる。

五月廿二日君の要求により總理大臣官邸に元老大臣の協議會を開き滿洲問題を協議す。

十月十九日森林經營及韓國利源開發に關し君統監として韓國政府と日韓協約を締結す。

明治四十年（六十七歲）

五月廿一日統監邸に於て韓國大臣會議を開かしむ。

三十日統監邸に於て韓國施政方針を説く、韓國李完用新内閣員を統監邸に招き訓示演説をなす。

六月十五日外務大臣林董を韓國に差遣し韓國皇帝密使一件の善後策を君に委任せしむ。

七月三日韓皇謁見後禮式課長高義敬に海牙に密使派遣の眞否を質し斷然處分すべき旨を警告す。



二十四日第三次日韓協約を締結す。

八月十六日歸朝大磯に着く

九月廿一日勳功により公爵に特陞せらる

十一月廿二日韓國皇太子を同伴するの勅許を請ふ、之を許し電報を以て通せしむ。

廿三日韓國皇帝。君を以て太子の太師となす。

十二月五日韓國皇太子を同伴して京城を發し歸朝の途に就く。

十八日韓國皇太子を伴ひ參内御會食あらせらる。

明治四十一年（六十八歳）

一月廿八日韓國皇太子を伴ひ參内す、君勅語を譯す。

二月十一日恩賜館に内閣大臣議員等數百名を招き憲法發布二十年の祝賀會を催す。

廿八日井上馨大磯に來訪し西園寺公望桂太郎をして連立内閣を作らしめんと謀る。

四月五日歸任の途に就く。

五月八日韓國暴徒鎮壓の爲め増兵せんことを請ふ、此日之れを許し、二聯隊差遣に決定す

七月八日電報を以て桂太郎を後任首相たらしむべしと奉答す。

七月廿四日歸朝大磯に着す。

八月八日韓國皇太子を伴ひ東京を發し關西地方漫遊の途に上る。

廿二日歸磯

十一月廿五日歸任。

明治四十二年（六十九歳）

一月七日韓國皇帝に供奉して韓國南方巡覽の途に上る。

十三日還幸に供奉して京城に歸着す。

廿七日韓國皇帝に供奉して韓國北方巡覽の途に上る。

二月三日還幸に供奉して京城歸着。

十七日歸朝大磯に着。

四月十日桂首相、小村外相と共に赤坂靈南坂統監官邸に君を訪ひ朝鮮合併の實行方針を協議す。



廿五日此日統監辭任の表を上る。  
 五月廿六日木戸孝允三十三回忌法會を京都靈山墓前に於て行ふ、君之に參列す。  
 六月十四日樞密院議長に任ぜらる。  
 十九日政友會招待會に於て「余と立憲政友會」と題し演説す。  
 七月廿六日韓國皇太子留學中補育總裁仰付らる。  
 八月廿八日日韓關係事情編纂總裁仰付らる。  
 十月九日渡滿に付御暇乞の爲め參内拜謁す。  
 十月十四日大磯を發し渡滿の途に上る。  
 廿六日ハルビン驛に到着し、露國大藏大臣ココゾオフトと會見中韓國人安重根に狙撃せられて薨去す。

# 五、井 上 毅

天保十四年（一 歲）  
 十二月熊本竹部に生る、飯田權兵三男なり、幼名を久馬と云ふ。  
 弘化三年（四 歲）  
 母君の伽話にて小倉百人一首を暗んず、記憶力强し。  
 嘉永二年（七 歲）  
 將棋を闘はすに堪能、大人も及ばず。  
 安政三年（十四 歲）  
 左傳、史記など朋友と輪讀す、字音正確と云はる、此年木門（木下犀潭先生門）に遊ぶ。  
 同 四年（十五 歲）  
 嶄然頭角を現はす。讀書拔群に付爲修業每歲御心付米二俵宛被下置。



安政五年（十六歳）

水利の論をなす。

文久二年（廿歳）

十月廿九日時習館居寮の命あり。

才名漸く藩中に見はる、毎歳米三俵、居寮被仰付

同三年（廿一歳）

金子二百文

慶應元年（廿三歳）

十一月二十日時習銀寮（文久二年以來滿三ヶ年居寮）

退寮致し候にても不相變赴館いたし居寮生同様相心得勤學致様御奉行より御直に御達有之御紋付染地一反金百疋

同二年（廿四歳）

長州征伐に従軍小倉に出征。

二月井上茂三郎の養子となり家名を繼ぐ。

慶應三年（廿五歳）

九月藩命を受け江戸に遊學、佛語を學ぶ。

明治元年（廿六歳）

四月長崎に赴き佛語を研究す。

同三年（廿八歳）

藩命を受け東京に遊び、大學に入る、十二月任中舎長（同上）

同四年（廿九歳）

二月十日依願免本官（大學）十二月司法省十等出仕申付らる。

同五年（卅歳）

二月任中録（司法省）、六月司法卿江藤新平に従行歐洲巡遊、

七月任大録、八月任明法大屬（以上司法省）

同六年（卅一歳）



九月歐洲より歸朝、十一月司法省七等出仕。

明治七年（卅二歳）

二月臨時御用有之九州地方へ出張、八月大久保内務卿に隨行清國へ出張（臺灣事件）大久保公の遇を得、十一月清國より歸朝、十二月勅語、十二月廿八日任權中法官。

同 八年（卅三歳）

伊藤公に知らる、二月正七位、三月七等出仕、四月六等出仕、七月五等出仕、九月任二等法制官、十月正六位。

此年以來二十二年發表を見る迄帝國憲法の制定に努力す。

同 九年（卅四歳）

二月汽船衝突一件臨時裁判審判仰付らる、四月大久保隨行清國行賞、同月佐賀暴動出張賞、六月任法制局主事、八月從五位、十月依願汽船衝突事件審判被免、大久保參議に議を上る、憲法意見あり、地方政意見あり。

同 十年（卅五歳）

一月太政官大書記官（法制局專務）同月伊藤參議に隨行京阪行。

二月伊藤參議の隨行被免滯京仰付らる。

三月御用有之長崎表へ出張。

三月別働隊第二旅團付兼務、五月御用有之東京へ差遣。

十二月刑法草案審査委員。

明治十一年（卅六歳）

三月地方官會議御用掛、五月九州騒擾事件賞、九月兼任内務大書記官、取調事務取扱、十月依願刑法審査委員被免、同月專任内務大書記官。

同 十二年（卅七歳）

三月任内閣大書記官、兼内務大書記官、七月依願免本官專任内務大書記官、七月伊藤内務卿隨行日光出張、十一月地方官會議草案取調掛、十二月取調局長、十二月正金相場に付右大臣に意見を上る。

同 十三年（卅八歳）



三月任太政官大書官（内務部勤務）

四月内務部被免法制部勤務、法制勤務法制部主事、四月十七日御用有之清國上海へ差遣。

九月屋町失火賞。

十一月御用有之清國北京へ差遣。

明治十四年（卅九歳）

三月清國より歸朝。

四月函館失火賞、六月農商工上等會員仰付らる。

七月十九日御用有之京都へ差遣。

十月任参議院議官（法制部勤務）

十月新潟土木費事件審理委員

十一月正五位、憲法意見あり。

同十五年（四十歳）

二月條約改正御用掛御仰付らる、二月廿八日兼任内閣書記官長。

六月勳三等、八月十九日御用有之朝鮮國へ差遣。

明治十六年（四十一歳）

免兼官（七月十六日）帝室財産の件を議し参事院議長山尾庸三に送る。

内務卿に官制々定の意見を述べ。

同十七年（四十二歳）

三月廿二日制度取調局御用掛兼勤被仰付

八月廿七日兼任圖書頭

自今二等官相當年俸四千圓下賜。

九月卅日叙従四位。

十二月十六日御用有之朝鮮國へ差遣。

十二月廿一日特派全權大使井上馨隨行被仰付。

同十八年（四十三歳）

二月三日外務省御用掛兼勤



二月廿四日特派全權大使伊藤博文に隨行清國へ被差遣。

十二月廿八日臨時官制審査委員長被仰付、地方政治意見あり。

明治二十年（四十五歳）

條約改正に關し意見を述べ、七月會計法に關する意見。

伊藤總理大臣に意見を述べ。

同二十一年（四十六歳）

二月七日任法制局長官、叙勅任官一等。

二月十七日叙從三位。

四月卅日兼任樞密院書記官長、叙勅任官一等

五月廿九日叙勅二等

憲法修正案に對する意見あり、地方政意見あり。

同二十二年（四十七歳）

三月五日叙勅一等、五月十日免官。

七月九日官制調査委員長。

十月十四日臨時帝國議會事務局總裁兼任。

十一月廿五日大日本帝國憲法發布紀念章。

條約改正に反對し「公私權考」を著す。

明治二十三年（四十八歳）

一月廿八日上級俸、五月廿六日山縣總理大臣に意見を呈す。

七月十九日兼任樞密顧問官（兼臨時帝國議會事務局總裁如故）

七月廿九日叙正三位、教育勅語の件。

十二月二月兼任文事秘書官長

同二十四年（四十九歳）

二月十日政府提出案に關し政府委員被仰付。

三月廿六日皇族令取調委員長、五月八日依願本官（法制局長官）を免す。

六月一日任樞密顧問官、叙勅任官一等、六月一日兼任文事秘書官長。



明治二十五年（五十歳）

四月十二日條約改正調査委員。

同 二十六年（五十二歳）

三月七日任文部大臣、同日免兼官。

四月京都、大阪、岡山地方學事巡視。

同 二十七年（五十二歳）

八月廿九日依願本官（文部大臣）を免す。

臺灣占有の必要を伊藤公に述ぶ。

同 二十八年（五十三歳）

一月七日依勳功特授子爵、特旨を以て華族に被列。

三月十五日薨。

## 六、大井憲太郎

天保十四年（一 歳）

八月十日豊前國宇佐郡高並村に高並彦郎の第三子として生れ名は大輔と稱す。

嘉永元年（六 歳）

郷校に入り習字を始む。

同 五年（十 歳）

同國温見村醫師岩尾浩然方に入門、時々歸家することはありしも安政三年十四歳迄同家に在留、四書五經文選の素讀を了る。

安政四年（十五歳）

他に出て、修業の意あり遺書して中津邊を漫遊し家に歸る。

同 五年（十六歳）



豊后朽網の醫師羽原泰に入門。

安政六年（十七歳）

三月出發熊本、長崎、島原、唐津、福岡、小倉を遊び五月羽原方へ歸る。

萬延元年（十八歳）

一月下旬歸村、釜の口家へ入縁。

五月中津の儒者大久保藏之助へ入門。

文久元年（十九歳）

三月上旬竊かに家を出、大阪及讃岐に遊び四月歸る。釜の口家を離縁。

同 二年（二十歳）

三月長崎に至り、二宮如山へ入門、二宮病死、後ち内山成庵へ入門、八月紀州の人大井ト

新の寄客藤田圭甫へ入學、別に北村三郎右衛門に就て英學を習ふ。

同 三年（二十一歳）

一月大井ト新飢肥に行く。三月大井妻及藤田と共に飢肥に行き六月大井等一同乗船大阪に

行き、一度歸國、再び上阪大井方に滞在、大井と兄弟の誼を結び大井姓を冒し名を憲太郎と改む。

元治元年（二十二歳）

南紀、伊勢等を歴遊參州岡部に越年。

慶應元年（二十三歳）

二月九日岡部を發足十四日江戸着、同二十一日曲淵へ隨身、六月九日より新庄家へ轉住。

六月十九日開成所へ入る、九月廿五日世話心得。

同 二年（二十四歳）

開成所に勉學、引續世話心得。

同 三年（二十五歳）

赤坂篠原塾へ同居、開成所舍密局へ通勤。

明治元年（二十六歳）

大阪に行き箕作塾へ入門。



明治二年（二十七歳）

舎密局へ出頭

同 三年（二十八歳）

江戸箕作の家塾に入り佛學を研究し又大學南校に入舎して尋いて佛學を傳習す。

同 四年（二十九歳）

陸軍省の翻譯官となる。

同 五年（三十歳）

職を辭して翻譯を業とす。

同 六年（三十一歳）

陸軍裁判所の吏員となり轉じて本省に出仕す。

司法卿江藤新平の依託を受け佛國政典を翻譯す、當時に於ては此書により初めて佛國の政體政情を知るを得たりと云ふ。

同 七年（三十二歳）

通志社を興して叢談を刊行し東洋社を設けて書籍を出版し議會政

治の本旨を普及せしむ、板垣等が民選議院の建白をなすや加藤弘之始め反對するもの多し君馬城臺次郎の名を以て民選議院論を支持し反對論を駁撃して完膚なからしむ。

明治八年（三十三歳）

政府元老院を設くるに及んで君少書記官に任ぜらる。

同 九年（三十四歳）

元老院幹事陸奥宗光と議合せずして官を辭す、人民封建思想脱せず、自由民權を重んぜざるの弊を救はんには法律學校を設立するに如かずとなし北畠道龍、村瀬讓等と東京に講法學社を開く、是れ日本に於ける私立法律學校の初めなり。

同 十年（三十五歳）

北畠と議合はず分離して明法學社を創め、法律の原書生を教授す。

同 十一年（三十六歳）

明法學舎に教鞭を執る傍著譯を勤め民權思想を喚起す。

同 十二年（三十七歳）



曙新聞社の記者として板垣と呼應して國會開設の急務を力説す。

明治十三年（三十八歳）

此年全國に亘り國會請願の運動起り天下沸くが如し、君楦大の筆を揮ふて鼓舞作興す、爲めに曙新聞社は筆禍にかゝること屢なり。

同十四年（三十九歳）

代言人となる。

板垣等自由黨を建つるや直に入黨盡瘁す。

同十五年（四十歳）

自由黨常議員となる。

東京代言人組合に於て副會長に推さる、又た同組合代言人中に設けられたる法律討論會の會長たり。

板垣總理洋行に對し黨の有力なる領袖馬場辰猪、大石正己、末廣重恭の三氏極力反對せしが君は星亨と共に板垣を支持し、其志をなさしめ黨の危機を救へり。

明治十六年（四十二歳）

再び代言人副會長に推さる。

所謂福島事件即ち河野廣中の國事犯の辯護人として星亨氏等と共に盡瘁す。

秋の大會に於て青年養生團體の必要を主張し有一館を設くることとなる。

同十七年（四十二歳）

星、北田、中島と共に自由黨諮問に推さる。（今の顧問なり）

此年亦た代言人組合副會長に推されたるも政治に關する用件多忙なる爲め辭して受けず加波山事件、秩父事件、群馬事件、飯田事件等國事犯相續て起りしより政府が之れと自由黨とを結び付け以て羅飾せんとする陰謀をなしつゝある内情を觀破し、自由黨解黨を主張せしに其議容れられ、十一月大阪に於て大會を開き解黨せり。

此頃より朝鮮獨立黨を助け支那の勢力を驅逐し、同國をして獨立の實を全ふせしむべきことを小林樟雄、磯山清兵衛等と謀議す。

同十八年（四十三歳）



朝鮮獨立援助計畫の爲め同志を糾合し資金徵集、爆烈藥製造も稍功を奏し將さに實行者が出發せんとするに當り、在阪の領袖の動作より事發覺し、逮捕の上大阪の獄に投ぜらる、此時の大阪の警部長は大浦兼武なり。

明治十九年（四十四歳）

大阪監獄の内にありて自由略論、時事要論を著述出版す。

同二十年（四十五歳）

大阪重罪裁判所に於て四月公判開廷、數ヶ月間審問の末九月外患罪を以て六ヶ年の輕禁獄に處せられ直ちに上告す。

同廿一年（四十六歳）

上告破棄となり名古屋重罪裁判所に移され審問の末七月十四日外患罪及爆烈藥罰則違反にて徵役九ヶ年に處せられ又た直ちに上告す。

同廿二年（四十七歳）

憲法發布のため大赦出獄。

直ちに東京俱樂部を立つ。

後ち大同俱樂部に入る。

大同俱樂部の政社となるに及んで此の如き寄合ひの團體は政社となすべきものにあらずとして同志を率ひて分離し大同協和會を設く、大隈伯の條約改正に反對して天下に先んじて大同協和會より中止建白書を提出せしむ。

此條約の事より深く頭山滿と肝膽相照すに至る。

自由黨再興の必要を感じ土佐に板垣を訪ひて説きたるも板垣動かさず、然し君は萬難を排して實現すべきを決心す。

明治廿三年（四十八歳）

三月中江篤介、内藤魯一、新井章吾等と共に自由黨を再興す、世に之れを再興自由黨と云ふ、須臾にして板垣は杉田等と共に愛國公黨を作り河野、大江、稻垣等は大同俱樂部に據り自由系は三派鼎立の形をなす。

七月衆議院議員選舉終るや九州進歩派の人々は熊本に集り、藩閥を打倒するには此際進歩



主義を抱く人々は議會開會前に打て一丸となるに如かずと決し代表者を派出し自由系三派並に改進黨に勸告す。君は最先に之に同意し尋いて大同俱樂部愛國公黨も同意せり。改進黨は初めは合同に賛成し其相談會に出席せしが中途退き、爾後種々たる交渉討議を重ね自由系三派並に九州進歩派の人々と合同して立憲自由黨を設立せり。是れ政友會の基礎なり十一月議會開かるゝや、星亨と共に院外にあつて院内の領袖河野廣中、松田正久と呼應し強硬論を以て黨を指導す。

あづま新聞を發刊す。

明治廿四年（四十九歳）

君は豫算を以て政府と衝突し一舉に倒さんとし、一黨亦た之れに傾きたるも最後に政府の讓歩と土佐派の溫和論の爲め妥協に終りたるが、藩閥に向て癒ゆべからざる大傷を與へたるは掩ふべからざる事實なり。

議會後は政府攻撃の爲め近畿、山陰、四國等を遊説せり。

同廿五年（五十歳）

外交論が黨論と合はず立憲自由黨を脱し別に東洋自由黨を立つ。

明治廿六年（五十一歳）

佐々友房、神鞭知常、安部井磐根、大竹貫一、和田彦次郎等と共に大日本協會を起し條約勵行論を提げて伊藤内閣の外交政策を攻撃す

同廿七年（五十二歳）

大日本協會派の候補として大阪より出陣し衆議院議員に當選す。  
改進黨外五派を連合し所謂對外硬六派を形成し以て伊藤内閣に肉薄す。

同廿八年（五十三歳）

労働協會を設立し労働問題を研究す。

同廿九年（五十四歳）

普通選舉期成同盟會を起す。

同三十年（五十五歳）

平岡浩太郎、杉田定一、河野廣中の諸氏と共に自由、改進黨兩派の合同に盡力し憲政黨成る。



明治卅一年（五十六歳）

憲政黨分裂して憲政黨と憲政本黨となり、君河野廣中、楠本正隆、鈴木重遠三氏と共に憲政本黨の總務委員に推さる。

同卅二年（五十七歳）

君感ずる所あり政界を退き、爾來労働問題の研究と、海外發展の計畫に心神を傾け、北支に、滿洲に、シンガポールに、南洋諸島に、東奔西走日も亦た足らず、而して一言政治を語らず、大正十一年十月十五日病を以て逝く。

## 七、沼間守一

天保十四年（一歳）

十二月二日江戸牛込に生る、幕臣高梨仙太夫の第二子にして、沼間平六郎の養子となる。

安政六年（十七歳）

養父平六郎長崎奉行の屬員となる、請ふて養父に従ふて長崎に赴き英學を修む。

文久元年（十九歳）

長崎より江戸に歸る、軍艦頭取矢田堀景藏に従て、海軍の技術を學ぶ、矢田堀罷職後海軍を去りて、横濱に赴き、米醫ヘボンに就て英學を修し。

慶應元年（二十三歳）

幕府陸軍傳習所を横濱太田に開く、其の募に應じて傳習生となること六ヶ月、佛國士官幕府の招きに應じて來朝、傳習所を江戸に移し、彼れ亦從ふて江戸に歸る。



明治元年（二十六歳）

正月二十九日歩兵奉行並に補す。  
三月七日江戸を脱して會津に赴く。

閏四月會津を出て、野州に赴き、大島圭介と共に傳習隊を率ゐて、板垣退助の率ゐる官軍と戦ふ。

七月上旬會津に赴き、遊撃隊を傳習す。

七月下旬庄内藩の聘に應じ、酒田に農兵を訓練す。

九月庄内藩降る。

十二月庄内より江戸に護送せらる、大晦日千住小塚原に着す。

同 二年（二十七歳）

正月元日江戸に着す、麻布の藩邸に拘せられ、月餘にして放免放免後英學指南所を開いて諸生を教授す。

五月板垣退助の推舉により土州藩の聘に應じて、其の藩邸に入る。

明治四年（二十九歳）

七月十四日藩を廢して縣を置く、沼間土州藩邸を出で、横濱に赴きて商業を營む。

同 五年（三十歳）

四月二十四日大藏大輔井上馨の推薦を以て、租稅寮七等出仕に補し、横濱稅關詰を命ぜらる。

七月四日司法省七等出仕に轉じ、歐洲派遣を命ぜらる。

同 六年（三十一歳）

九月六日歸朝、十一月十日六等出仕に昇補す。

此年同志と共に法律講義會を設立す嚶鳴社の起原なり。

同 七年（三十二歳）

二月九日少判事に任ぜらる。

同 八年（三十三歳）

五月十日五等判事に任じ、大阪裁判所詰を命ぜらる、辭して受けず。



七月二十日河野敏録の推薦を以て元老院権大書記に任ず。

九月二十三日鶴岡事件調査のため、同縣に出張し、十一月七日歸京す。

明治十二年（三十七歳）

一月之れより嬰鳴社大いに奮ふ。

二月二十七日官を辭す、翌二十八日特に雇の名義を以て隔日出仕を命ぜらる。

八月三十日雇を辭し、訴訟鑑定に従事し、傍ら有志者を集めて法律學を講習す。

八月東京府會議員等が府民の總代と稱して聖駕を上野に迎へたるを見て、大に憤激し、公開演説を以て府民總代の名稱を濫用する者を責め一時輿論を動かす。

十二月横濱毎日新聞を引受け東京の二字を加へ、本局を東京に移し、其社長となる。

十一月神田區より選まれて東京府會議員となる。

同十三年（三十八歳）

一月二十三日府會の副議長に當選す。

七月下旬神田區會議員に當選す。

八月自ら發起して板垣退助歡迎會を上野精養軒に開く。

明治十四年（三十九歳）

三月自由黨創立委員となる、國會期成同盟會の牛耳を執り、盛に政治上の運動をなす。

同月東京府會に課税法改革案及び六大建議案を提出す。

九月より東海道を巡遊す。

十一月より關東及び東北を巡遊し福島縣須賀川に至り腦病を發し歸京す。

同十五年（四十歳）

四月同志と共に改進黨を創立す。

七月二十六日府會議長に當選す。

同十六年（四十一歳）

三月府會の議事規則改正を行ふ。

同十七年（四十二歳）

一月京阪より廣島を巡遊す。



十二月改進黨解黨の説起る、沼間頑として之に反抗し大隈重信、河野敏鎌等脱黨したるも沼間及其一派は改進黨を孤守して動かず。

明治二十二年（四十七歳）

二月十一日東京府會議長として憲法發布式に参列す。

同月嚶鳴社員と共に上京中の各府縣會議長を芝三條亭に招請して懇親の宴を開く。

同二十三年（四十八歳）

二月府會議員改選の際病氣の爲めに其候補者を辭す。

同月の府會は沼間の功勞を議事録に特筆す。

五月十七日逝去、享年四十八。

（石川安次郎氏著「沼間守」に依る）

# 八、片岡健吉

天保十四年（一歳）

十二月十六日土佐國高知中島町に生る、幼字を寅五郎と稱す。

嘉永四年（九歳）

正月柴田敬吉門に入り習字、讀書に従ふ。

安政四年（十五歳）

十二月十七日元服健吉と革名「益光と名乗る」

同六年（十七歳）

福岡精馬門に入り讀書を習ふ。

萬延元年（十八歳）

三月より祖父範三郎に保建大記を學ぶ。



文久元年（十九歳）

正月より祖父に日本外史を學ぶ。

三月藩主豊範公の扈從となり始めて君側に侍す。

同 二年（二十歳）

六月豊範公京師に朝せらるる君扈從す。

十月滯京中疾病に罹り暇を乞ふて歸國す。

同 三年（二十一歳）

二月君土佐長岡吾川三郡の郡奉行に擧げらるる海防の事務に専任す。

九月郡奉行より轉して足輕大將を命ぜらる。

元治元年（二十二歳）

八月廿二日香美郡奉行被仰付。

十月長男啓太郎生る。

慶應元年（二十三歳）

五月將軍徳川家茂公長州征伐の爲め西上す。藩主豊範是によりて大阪に登り再び足輕大將に轉任し、近習物頭格に昇進し先發を以て海路上阪す。  
七月歸國尋て又郷士隊長を命ぜらる。

慶應二年（二十四歳）

八月二日郷士隊長を被仰付。

同 三年（二十五歳）

三月六日文武獎勵の廉を以て藩主より褒賞を賜はる。

七月特別撰小隊司令を命ぜらる。初め乾退助江戸に在りて當世の大勢を觀察し慨然として曰く幕府狼狽措を失し屢々侮蔑を海外に取り内憂相踵き綱紀地に委す、且其の朝廷に對し奉りては不臣の罪天下の容れざる所となる。是到底討幕の大舉を爲すに非ずんは以つて回天の偉業を奉す可からすと乃ち起て京師に上り容堂老公に面謁し具さに討幕の意見を論述し同藩の志士石川清之助（本名中岡慎太郎）等と共に西郷隆盛に面會し大いに謀る所ありて國に歸り討幕の説を主張す。



藩廳乾退助を擧げて大監察とし軍備總裁に任す。

士格別隊を編制し乃はち君を以て其隊長とし特に士格隊の士官に任せらる。

八月四日英國軍艦一隻幕艦回天號と共に我が須崎港に來到す。急報高知に達す物情騒然たり、諸隊出軍を期し致道館に屯集す。

同七日諸隊部署を定め東西に向つて發す、君は此別撰隊を率ゐて種崎浦に出張し砲台の側に野陣を布き、翌八日に至る其夕同地民屋に就て憩泊す。

十一月君また香美郡奉行に轉任す。

十二月參政加役兼帯を命せらる。

明治元年（二十六歳）

正月詔して徳川慶喜以下の官爵を削り、有栖川宮を征東總督となし大いに征東の師を起さる。伏見の戰報高知藩に達するや、向日討幕を非とせし執政等驚愕藩廳は乾を起して大隊司令とし君をば右半大隊司令とし祖父江可成をば左半大隊司令とす。而して迅衝隊を編制し合せて八小隊として直ちに京師へ出兵の命を蒙る。

同二十八日我軍京師に着す。

二月一日君は大軍監兼帯を命せられ池田傳之進と出兵準備の主任となり嘗て滯京せし兵士を分て更に近衛隊並に砲隊に補入し且つ、伏見に於て戰爭したる山田山地二川吉松等の數隊をも之に加へ其他輜重を輕便にし軍資兵仗等を整備する爲め頗る繁劇を究む。

三月六日甲府の賊徒近藤勇等と謀を合せて山に據り柵を勝沼驛に設け官兵を拒ぐ高知兵關を排し其の背を衝き又た我兵の別隊も山を登り俯撃し大に之を破る。君此役一切の軍配を爲す。

三月二十九日今市に向つて進撃す。

四月十八日大桑戰爭に出陳す。

五月六日賊敗退し今市の大戦了る。

同二十日督府命あり白河口に向つて進撃す。

同二十三日更に若松に進軍す。

八月二十三日高知軍若松に入る。



九月二十二日遂に若松城陥落す。

一一八

十月四日若松を發し二本松に向ひ九日全軍二本松を發す。

同十九日東京に凱旋す君此の役に於けるや高知藩の大軍監を以て板垣總督の帷幕に參與し  
節制規律を嚴肅にし、周密に全軍を監督す。

十月二十五日黃門豊信老公鍛冶橋藩邸に於て謁を請將士に賜ふ且命に曰く春來東北兵孰も  
勲勵奮戰之段時々承満足不過之聊か爲慰勞賜ふに酒肴を以てすと人毎に金若干を賜ふ。  
同二十六日板垣及君以下諸隊長まで大總督官へ被召慰勞の上物を賜ふ差あり君此際白縮緬  
を拜受す。

十一月七日君藩の大監察となり又軍務局參謀を命せらる後軍賞取調專任を申附けられ、又  
參政軍事掛に轉じ前後役領知を給はる。

明治二年 (二十七歳)

六月十七日城内二ノ丸に召され藩主より左の如く軍賞を賜はる。  
昨年之武功満足に被思召依之感狀一通賜之格式中老職に被仰付知行二百石加増せらる。

十月廿六日第四等官小參事席を以て軍務局小幹事を命ぜられ、依之職給を賜る、同日大參  
事より演説を以て此度朝廷より兵隊差出しの旨御沙汰有之に付右兵隊附を以て東京へ被差  
立日限は追て命せらる旨を達せらる。

此日又朝廷御沙汰に依り被差出の兵隊進退賞罰一切御委任の直書を拜受す。

十月廿九日第三等官權大參事席を以て軍務局大幹事を申付られ役領百石を賜はる。

十一月藩制改革により中老職廢せられ二等士族上席に班せらる

十一月十一日預て申し蒙りたる如く軍務總宰を以て大隊長土屋可成と共に浦戸より紅葉賀  
船に乗り出發す。

明治三年 (二十八歳)

二月四日太政官より君を高知藩小參事に任せらるゝの宣下あり就任す。

六月征韓論漸やく朝野の間に起る先是外務省の官吏森山茂、佐田伯茅、廣澤某等の諸氏を  
朝鮮に遣し此月に至り歸朝し征韓論を主張す 君は林有造と共に森山、佐田の兩氏を訪ひ  
朝鮮の事情を叩く氏は固より已に朝鮮の亡狀を憤る故に今又二氏の説を聞き意見頗ぶる合



ふ仍て同志を募らんと欲し林と共に薩藩兵營に赴き其隊長某に面會し朝鮮問罪の兵を起さんことを談ず然れとも其の意を得ずして遂に息む蓋し此時を以て征韓論の端緒とす  
七月君藩命を以て國に歸る此際藩小參事軍事係谷干城と共に海路讃州金陵四國會議所へ到る。

八月第二等官權大參事軍務司係を命ぜらる。

九月十三日御用筋を以て金陵會議所へ出張を命ぜられ晝夜兼行該所へ到り森脇唯一と同會に臨む、此際朝廷にて諸藩公議人公用人を廢し正權大參事一人を以て議員とし明年一月を以て上京せしむることとなりしを以て最早四國會議所の必要なきを認め、廢止説を我藩より呈出し遂に之を廢止せり、蓋し是れ他日府縣聯合を以て政治上の事を議する會議の嚆矢なり。

明治四年（二十九歲）

四月朝廷大藩より二名の士を精選し歐米各邦へ實況視察として派遣せらるゝこととなり君は伴正順と藩廳より洋行御用を以て出京を命ぜられ二十日着京。

此日太政官へ出頭海外視察として歐米各國へ派出の旨仰下らる。

五月六日伴と共に米國飛脚船に搭じ横濱を發す。

明治六年（三十一歲）

三月十二日歐米視察より東京に歸着す。

十月於式部寮海軍中佐に任せられ同省水兵本分課長心得を命ぜらる。

時恰も征韓論大に起り上下人心穩かならず君も爲に遂に辭職せしも聞届けられず非役となる。君は谷重喜、山地元治、林有造、土屋可成等と共に合盟して一社を東京に設立し海南義社と云ふ盟約趣意書を作り進退去就を共にせんことを誓ふ。

同 七年（三十二歲）

一月十二日病を以て歸郷を乞ふ。

二月五日土佐に歸る尋て依願海軍中佐を免せらる。

此際板垣は朝野の形勢に就て深く專政の憂ふべきを甄知し嘗て唱道する民選議院設立の急要を感せられ副島、後藤等と相謀り該設立建白書を作り連署して之を政府に提出し民間輿



論を喚起し政黨の必要を公示せん爲め副島、後藤等と愛國公黨を組織せり君もまた以上の議に與かり翼賛する所ありき。

四月君は林有造等と立志社を設立す。

當時少壯子弟の學業を見るに頗る委頓の勢ひなるを以て君又立志社員と切に之れを憂ひ一學舎を開き其教育を爲さんことを商議し舊藩主山内家の所有たる九反田開成館を借用し茲に立志學舎を設立し、洋漢及數學の教師を聘し子弟を教授せしむ。

六月立志社は國家公共の事を論究する基を開かん爲め會議所と稱するものを設け當時の縣令に届出の上廣く縣下の士民を會し始めて議事を開き縣下公共の事を討論したり、此時其議長に選舉せらる。

明治八年（三十三歳）

二月愛國社設立會議を大阪に開く君立志社總代を以て上阪之れに臨む。

四月立志社々則を改正す、君其事を管理す、尋て立志社々長に選舉せらる。

八月廿四日高知縣七等出仕に補せられ職にある事六ヶ月當時天下の形勢に感ずる所あり民

間に於て大いに國事に盡力せんと欲し其職を辭す。

明治九年（三十四歳）

一月四日學資として金百二十圓を本縣學務課に献納す後其賞として銀盃を賜はる。

六月高知縣第八區三小區々會議員に選舉せられ尋て議長に擧げらる。

同 十年（三十五歳）

二月西郷隆盛兵を九州に起す、國內騒然たり高知縣に於ても人心恟々として唯兵事を談し頗る慮るべき形勢なるにぞ君深く省顧する所あり板垣と共に専ら子弟を説諭して之を鎮靜す。

六月立志社員を會し吾々民權を主張し參政權を有すべきものなれば先づ政府に向ひ民選議院を開設すべきの建白を呈出すべきを議決し立志社總代を以て建白書を携さへて西京に赴き太政大臣に提出す。

八月十八日高知縣警部某巡查二名を卒ひ邸に入り來つて曰く此般司法卿より糺問の筋あり拘引すと直に出邸海路東京へ護送せられ警視廳へ拘留となり何の調べなく銀治橋の檻倉に



入る。

明治十一年（三十六歳）

八月廿日大審院に於て公判宣告あり。

鹿兒島賊徒暴擧の時に際し藤村操の賊巢に赴かんと望みにより其意に任せ且旅金を貸與へ賊巢に至らしめたる等の科に依り禁獄百日申付られ朽木縣監獄の禁獄室に入る

此時林有造、谷重喜、山田平左衛門、池田應助、大江卓、竹内綱、岡本健三郎等も同院にて禁獄の處刑となる世に之を土佐の大獄と云ふ。

十一月廿七日禁獄満期にて放免申渡さる。

同十二年（三十七歳）

一月六日海路大阪を経て歸郷す。

二月君また立志社長となり高知町々會議員に當選し其議長に選舉せられ頗ぶる町治に盡力す。

三月大阪に於て再興愛國社大會を開く、君また立志社總代を以て之に臨む。

十月縣會議員に當選しまた縣會議長に擧げらる。

君は其前より縣會議員選舉法は單に地租五圓以上を納むる者に限りたるを以て頗る該法を不完全なりとし縣會の決議を以て選舉法改正を政府に建議し其改正に至らざれば斷然縣會議員を辭するの決心あり乃同開場に先立ち各議員と之を協議し十一月七日會議に於て右建議を爲すに決したり。然れども議會は該建議の採否を待たず直ちに收支議案を議すべしとの決議をなしたるにぞ君は其の意と反するを以て遂に辭職す。

明治十三年（三十八歳）

三月君立志社總代を以て大阪愛國社の大會に臨む此會は先きに天下に約する國會請願に就ての會議なれど各府縣の總代約八十餘名、會議の日數三十餘日に亘る君其議長となり種々論議の末國會開設を天皇陛下に請願することを決し君及び河野廣中を選舉して同請願書捧呈委員と定め此の會をば國會期成同盟と稱せり。

四月十七日君河野氏と共に太政官に出頭し願望書を捧呈すれども受理せず

四月十九日再び請願書を改めて元老院に捧呈し爾來君は數回同院に出頭し願望書受理の御



沙汰を伺問するに遂に受理せず却下せらる依て始末書を作りて之を各地方の總代に報告す十一月高知追手筋本願寺別院に於て海南協同會を開く君土佐那議員を以て參會し副議長に公選せらる。

明治十四年（三十九歳）

二月君又立志社長に選舉せらる初め立志社創立の際君社長となりし以來其の改選毎に再選せられ茲に至るまで九ヶ年感ずる所あり固く社長を辭す。

三月十三日中島信行と共に和歌山縣自由懇親會に招待せられ之に臨む。

此年高知新聞起り社長に選ばれ社務を統管す。

十月一日東京に於て國會期成同盟並に自由黨の大會を開く。

同廿九日再び會議を東京に開きたり當時來會の府縣總代六十名其決議は國會開設請願は再び呈出することを止め又立志社員は此出會中の有志と別に自由黨と稱するを提起し、又各組にて憲法見込案を草し、之れを次會に持出して研究すべしとの一條をも議定し尋て立志社にて委員數名を設けて日本憲法見込案を起草し君は同起草審査委員となる。

明治十五年（四十歳）

五月土佐郡要法寺に於て本縣各郡有志八十餘名を會し君之が議長となり討議の上海南自由黨を組織し三章の規約を立定す、而して常備委員五名を選舉せしに君其一人となる。

六月十一日自由黨臨時大會を東京に開く君、海南自由黨委員を以て之に臨み議長に擧げらる。

十月讚州丸龜に於て四國懇親會の催あり又之に臨む。

此年君高知縣有志と相計り言論集會出版の三條例に係る建白書を元老院に呈出せり。

同十六年（四十一歳）

三月君立志社より派出員として山陰、山陽地方を巡遊す立志社員相議し從來の社局を以て海南自由黨の本部として之れを後樂館と稱せり。

同十七年（四十二歳）

二月自由黨本部會議を開く君本縣自由黨總代を以て之に臨み自由黨諮問に選舉せらる尋て自由黨々費募集の爲め植木枝盛と共に東海道各地を巡廻し頗ぶる力を其事に致せり、而し



て君は該費金二百圓を出せり。

四月三十一日大阪に到り六月同地に於て關西有志百餘名の懇親會を横堀某氏の宅に開く。八月關西有志懇親會を同地靜閑樓に開き同九日夜自由黨員相談會あり、大阪に相輝館と稱するを設立することを決し關西自由黨員に告ぐるの書を發し東西自由黨の連絡を密にす君此時また大阪派出員に選ばれ同月越中有志の招待に依り同地方に赴く。

十月廿九日大阪北野大融寺に於て自由黨解黨の大會を開く君之れに臨む。

十一月下旬東京より歸途高知縣へ布教の爲め來る所の米國基督教宣教師ミロル、ナツクス  
の兩氏と同船にて歸縣す君布教の爲め大に盡力す。

明治十八年（四十三歲）

五月基督教高知教會を設立す。

同月十五日君耶蘇教の洗禮を米國教師ナツクス氏に受く。

十月十五日君高知縣教會の長老に當選し就職す。

十一月十八日基督一致教會の大會の際君高知教會の代人を以て上京し滯留數日にして土佐

に歸る。

明治十九年（四十四歲）

二月高知縣に高等學校設立の事を議する爲め有志相會し前年高知縣會に呈出せし建議の趣旨に由り該校設立假規則を製し君之が副會頭となり頗る盡せしが當時在朝の本縣出身の人々と議合はすして事止む

同二十年（四十五歲）

十月廿二日君高知縣高知町有志五百六十名の總代として三大事件の建白を政府に呈出し尙親しく内閣大臣に面謁し第一には今日我全國の大に疲弊し我人民の甚た困頓するを致したる原因は稅歛の苛重より大なるはあらず依て備さに民間目下の實況を詳陳し速かに此輕減の恩典を施さん事を請ひ第二には國會の會期漸く逼り立憲の政體近きに與らんとするの時に際し政府の聖旨を奉遵し國家に準備せんと欲する須らく一般の公儀を聞き輿論に察せざるべからず、然るに言論の自由集會の自由を閉塞すること今日の如く甚しきあらず、依つて速かに新聞紙條例、集會條例、出版條例、請願規則等を改め其檢束を解かんことを請ひ



第三には當時の一大問題たる改正條例の件にして政府の今回各國と相約すると云ふ該條款は彼混合裁判所を設くるが如き等最も失當の大なるものにして我帝國の主權に關し我國民の特權に係るを以て之れが舉措を一變し其體面を改めんことを請はんが爲め北町總代山本幸彦、南町總代坂本直寛の二氏と共に高知を發す。

十月廿六日着京し芝金虎館に投宿す、此前後土佐各郡各町村より建白の爲め總代の出京したること五十餘名其他個人の資格を以て上りたるもの合すれば百名餘、又各府縣より同事件の爲め上京したる有志總代及び壯士は無慮百名に及べり。

十一月初旬君は出京の有志總代諸氏と相往來し屢々協議會を開き先づ建白書を元老院に呈出し而して各地總代組合を定め大臣及び宮中顧問官、元老院議官等に面謁し建白の主旨を詳述せり。

十二月廿六日君各地總代の人々と日吉町の星亭宅に集會し各地總代よりの委員二名を選擧し伊藤總理大臣に面謁し建白の趣旨を陳述せんことを商議し君其の選に當る會議を了り同夜星邸を辭し金虎館に歸へるや四國、中國地方の總代諸氏等同亭に集合し大臣、議官等に

面謁の事を詢議す。時に政府官報號外を以て保安條例なるものを發布せらる實に廿五日の日曜日なりき然るに世上見聞せず亦君等廿七日午前に至るまで異様の條例を發せられたるを知らず、同夜午後八時憲兵巡查數十名旅亭を圍み巡查凡そ四十名亭内に進入し愛宕下警察署に召喚の旨を達す、君未だ其故を知らず巡查引致して該署に致り翌日廿七日未明檢事局に召喚午後五時に至り遂に東京裁判所へ呼出され保安條例二項により輕禁錮二年六ヶ月に處せられ監視二年に付すとの裁判云渡しあり石川島監獄に繋留の身となる。

明治二十二年（四十七歲）

二月十一日帝國憲法發布せられ大赦令發せらる君此日大赦に由りて出獄す。

三月高知に歸り本縣選出衆議院議員候補者として第二區なる幡多高岡吾川三郡の郡民の推す所となり衆議院議員の選舉に當選す。

十一月君は第一期議會に於て政府豫算案に對し八百萬圓節減説を以て政府と衝突せる中間に立ちて六百五十萬圓節減説を成立せしめて解散を免れしめたり當時は君は立憲自由黨に在りしも意に協はざる者あり本縣代議士外同志二十九名と自由俱樂部を組織し其の主領に



推されたり。

明治二十四年（四十九歳）

山縣内閣瓦解し松方内閣之れに代り頗る藩閥の暴威を振へり民論は之れに反抗して大に起れり改進黨、自由兩黨も同境遇に在りて次第に接近板垣伯は改進黨の首領大隈伯を訪問したるに依り民黨の聯合成り氣勢當るべからず。

十一月二十一日第二議會召集せらるや民黨は驀然として迫り政府案の製鋼所設立治水及び監獄費國庫支辨案を粉碎せんとして衆議院は終に解散となる。

先是君等の自由俱樂部も自由黨に復歸し君は民軍を率て政府に當れり。

同 二十五年（五十歳）

二月十五日高知縣第二區より衆議院議員の候補者として推し出されたり、彼の選舉干渉は松方政府に依り特に品川内相の命を以て來れり特に本縣の横暴を最も甚だしとする中にも君の選舉區たる慘の慘を極め血肉爲めに紛飛せり、然も君の名望は大干渉の力も之を壓する能はずして優に多數を制して當選せられたるを干渉郡長等姦策を用ひて投票函を開

き投票を改造して吏黨候補者を當選せしめんとしたるも裁判に依り姦策露顯して君は當選書を得たり、爾來何回の選舉にも本縣人は君を選舉せずと云ふことなし。

明治二十六年（五十一歳）

十一月廿五日を以て第五議會召集せらるや君は全院委員長に擧げらる。

同 二十七年（五十二歳）

一月三十日第五議會解散

三月一日總選舉行はれ君は高知縣第二區より立候補し衆議院議員に當選す。

五月十二日第六議會召集せられ君は副議長に當選す。

六月一日議會解散となる。

九月一日總選舉行はれ君再び衆議院議員に當選す。

同 三十一年（五十六歳）

五月十四日第十二特別議會召集せられるや君議長に當選す。

六月二日議會解散せられたり。



八月十日臨時總選舉行はれ衆議院議員に當選す。

十一月第十三議會召集せらるや多數を以て議長に昇り以後其の職に在ること四年議場を整理して令名彌々崇く任期を全くせり。

又た曩に伊藤侯が政友會を組織するや其の總務委員を囑托せらる。

明治三十四年（五十九歳）

日本基督教會傳道局總裁に推さる。

同 三十五年（六十歳）

三月同志社長兼校長に推薦せられたり。

衆議院議員の改選行はれるや君は其の候補たらんことを辭せしも縣民尙ほ推して議員に選舉し議場に列するや三度議長に當選したるが議會は地租改正條例を以て解散となる。

日本基督教會青年會々長に推さる。

同 三十六年（六十一歳）

三月の總選舉に又た高知縣選出議員に當選し四度議長に擧られたり、而して君は病の故を

以て議長を固辭したるも許されず須臾にして政友會の態度に満足せざる者ありて同會を脱す。

日本基督教傳道局の總裁に推され基督青年會長たり高知教會は創立以來君を長老に戴けり十月三十一日正四位勳三等に叙せられ旭日章を賜はる同日逝去せられたり。



九、松田正久

弘化二年（一 歳）

四月十二日小城藩士分横尾只七の二男として出生。安政四年頃同藩足輕松田勇七の養子となる。

明治二年（二十五歳）

二月三日東京藤野立馬（當時大學教授）の家塾に入り同年十一月迄漢學を修む。  
十二月東京昌平校に入り廢校迄一年有餘漢學を修む。

同 三年（二十六歳）

東京塙景太郎の家塾に入り八ヶ月間國學を修む。

同 四年（二十七歳）

二月東京西周の家塾に入り一年有餘佛學を修む。



明治五年（二十八歳）

三月十八日陸軍省七等出仕仰付（太政官）

陸軍裁判所分課申付月俸百圓下賜（陸軍省）

八月廿九日依願免出仕（太政官）。佛國留學被申付（陸軍省）

十月二十八日巴里「パチニョール」の私立中學に入り凡そ一年間佛學を修む。

同 六年（二十九歳）

十二月廿日瑞西國に移轉シウラート縣ローザンス街大學教授ブサンメン氏の家塾に入り佛學を修む。

同 七年（三十歳）

五月五日同所司法書記官キヅー氏の家塾に入り凡そ一年間佛學を修め傍らアカデミーに通學して民法、刑法及經濟學の講義を聴き又ウラー縣副統領パニー氏に就て哲學を修む。

同 八年（三十一歳）

五月十五日歸朝。

明治九年（三十二歳）

二月十八日補陸軍裁判所七等出仕（太政官）裁判所第二課出仕被仰付（陸軍省）

四月十四日依願免出仕（太政官）

十二月二日長崎縣會議員當選。

十二月三日同縣會議長當選。

同 十三年（三十六歳）

十月西園寺公望佛國より歸朝。

十二月自由黨創立に決す。

同 十四年（三十七歳）

三月十八日東洋自由新聞創刊、同年四月三十日廢刊。

同 十五年（三十八歳）

一月同縣會議員の職を辭す。

三月十二日九州改進黨創立。



明治二十年（四十三歳）

七月九日任檢事、叙奏任官三等（内閣）下級俸下賜、大阪始審裁判所詰を命ず（司法省）  
同二十一年（四十四歳）

一月十六日任鹿兒島高等中學造士館教頭、叙奏任官三等（内閣）上級俸下賜（文部省）  
同廿三年（四十六歳）

三月五日任文部省参事官、叙奏任官三等（内閣）上級俸下賜（文部省）  
三月廿七日依願免本官（内閣）

七月一日第一回總選舉、佐賀縣第一區議員當選。  
九月十五日立憲自由黨結黨式。

同廿四年（四十七歳）

三月二十日「立憲自由黨」「自由黨」と改まる。  
十二月廿四日第二議會解散。

同廿五年（四十八歳）

二月十五日第二回總選舉。品川の選舉干涉。落選。

七月自由黨、政務調査を設く。君之が主幹たり。

明治廿六年（四十九歳）

十二月三十日第五議會解散。

同廿七年（五十歳）

三月一日第三回總選舉。落選。

六月二日第六議會（特別議會）解散。

對清宣戰の大詔煥發。

九月一日第四回總選舉。落選。

九月二十二日第七議會（臨時）を廣島に召集。

同廿八年（五十一歳）

四月十七日清國和を請ひ馬關條約締結。

四月二十四日三國干涉。同五月十日還遼の詔勅を發せらる。



十二月第九議會に於て自由黨伊藤内閣と「肝膽相照」す。

明治二十九年（五十二歳）

三月進歩黨創立。

四月自由黨總理板垣退助内務大臣に任ず。

九月松隈内閣成立。

同三十年（五十三歳）

十一月自由黨内に於て松田正久等の高島擁立説破る。

十二月廿五日第十一議會解散。

同三十一年（五十四歳）

三月十五日第五總選舉。落選。

六月十日第十二議會解散。

六月自由黨解黨。同二十二日憲政黨結黨式。

六月三十日板隈内閣成立。任大藏大臣。

七月五日叙正三位（宮内省）

八月十日第六總選舉。當選。

十月廿九日憲政黨を解散し、即座に舊自由黨系の憲政黨を再組織す。

十月廿九日板垣、松田、林三大臣辭表捧呈、同三十一日大隈首相以下殘餘閣僚辭表捧呈、

十一月八日付依願免本官。

十一月八日第二次山縣内閣成立。

明治三十三年（五十六歳）

北清事變。

九月十五日立憲政友會發會式。

十月十九日第三次伊藤内閣成立。任文部大臣。

同三十四年（五十七歳）

五月二日伊藤内閣總辭職。六月二日付依願免本官。

六月二日第一次桂内閣成立。



明治三十五年（五十八歳）

二月日英同盟成立。

八月十日第七選舉。當選（改正選舉法による）

十二月廿八日第十七議會解散。

同 三十六年（五十九歳）

三月一日第八總選舉。當選。

七月一日桂總理大臣辭表捧呈、却下あらせらる。

十二月十一日第十九議會解散（河野議長の彈劾上奏文）

七月十三日政友會總裁伊藤博文樞密院議長に任じ總裁を罷む。

七月十五日前樞密院議長西園公望政友會總裁となる。

同 三十七年（六十歳）

二月十日對露宣戰の大詔煥發。

三月一日第九總選舉。當選。

明治三十八年（六十一歳）

三月十八日第二十議會（臨時）議會召集。衆議院議長に任ず。

八月二十九日日露媾和條約締結。

十二月廿八日桂内閣總辭職。

同 三十九年（六十二歳）

第一次西園寺内閣成立司法大臣に任せられ。衆議院議長を辭す。

四月一日叙勳一等授旭日大綬章（賞勳局）

十二月第二十三議會召集。此議會に於て刑法改正案通過、郡制廢止案否決。

同 四十年（六十三歳）

五月二十一日法律取調委員會々長被仰付（内閣）

十二月第二十四議會召集。本議會開期中議員任期滿了。

十二月廿六日清國皇帝陛下より贈與したる頭等第三雙龍寶星章を受領し及佩用するを允許せらる（賞勳局）



明治四十一年（六十四歳）

一月十四日阪谷蔵相、山縣選相辭任。松田蔵相を兼ね、原選相を兼ね。

三月九日韓國皇帝陛下より贈與したる李花大勳章を受領し及佩用するを允許せらる（賞勳局）

三月廿五日免本官専任大蔵大臣。千家尊福法相に任じ堀田正養選相に任ず。

四月廿二日法律取調委員會々長被免（内閣）

五月十五日第十總選舉。當選。

七月四日第一次西園寺内閣總辭職。同十四日付依願免本官

七月十四日第二次桂内閣成立。

同 四十二年（六十五歳）

九月十五日政友會十周年祝賀會。

十月廿六日伊藤博文ハルビンに於て暗殺せらる。

同 四十三年（六十六歳）

八月韓國併合。

十二月第二十六議會召集。政友會桂内閣と「情意投合」す。

明治四十四年（六十七歳）

八月廿五日第二次桂内閣總辭職。

八月三十日第二次西園寺内閣成立。任司法大臣。

九月十三日法律取調委員會々長被仰付。

同 四十五年（六十八歳）

五月十五日第十一總選舉。當選。

七月三十日明治天皇崩御。

七月卅一日大正天皇踐祚。

大正元年

八月一日今日を以て大正と改元せらる。

八月二十三日第二十九議會（臨時）召集。謹みて大葬費を議決す。



十二月五日第二次西園寺内閣總辭職。同十二月二十一日付依願免本官。特に前官の禮遇を賜ふ。

十二月第三次桂内閣成立。

十二月二十七日法律取調委員會々長被免（内閣）

大正二年（六十九歲）

二月十一日所謂「護憲運動」の爲に第三次桂内閣總辭職。

二月二十日第一次山本内閣成立。任司法大臣。

二月二十七日法律取調委員會々長被仰付（内閣）

二月昨年召集の第三十議會に於て官制改革案通過、陸海軍大臣の任用資格を豫後備役に及ぼす、又文官特別任用の範圍を擴大す。

三月廿九日松田、原より西園寺總裁の辭表を黨内に發表す。

五月十日叙從二位（宮内省）

十一月奥田義人臨時法相を兼ね、同廿七日法律取調委員會々長被免。

大正三年（七十歲）

十二月法律取調委員會々長の職を奉し盡力尠ならず依て金盃一組を賜ふ。

一月十九日依勳功特授男爵。

三月四日箕町の邸に於て薨す。享年七十。

（笹川多門氏著松田正久による）



十、河野廣中

嘉永二年（二 歳）

七月七日福島縣田村郡三春に生る。

安政二年（七 歳）

習字を始む。

萬延元年（十二歳）

母、兄は君をして商業家たらしめんとし二本松の商估某に托し丁稚と爲す。

文久二年（十四歳）

二年餘にして二本松の商估某を辭して三春に歸る。儒者川前繁溪に就て學を修むること數年

慶應二年（十八歳）



十月十六日尊王論を唱道し同志と共に國事に奔走し水戸に赴かんとした時師繁溪より主將たるものの秘訣を説述したる其著神風當節録を贈らる

明治元年 (二十歳)

會津追討の號令下るや奇正隊を組織し機を窺ふ

十二月十七日斷然心に決する所あり自ら薩、長、土三藩に赴き其の政教風俗を視察せんとし致仕を告げ藩籍を脱す。

十二月廿一日藩籍を脱し天下に漫遊し諸藩の形勢を察し、歸國後大に藩政の改革に資する所あらんとせしが、家老秋田廣記の明春を期し藩政改革に着手すべき鑿言せるを以て出遊を止む。

同 二年 (二十一歳)

六月同志と共に按察府設置の議を唱へ建白書を朝廷に上つる。

十一月十七日若松藩に仕祿し準捕亡の官に就く。

同月廿七日四等權少屬に進む。

明治三年 (二十二歳)

一月二十三日三等少屬に進む。

六月二十八日職を辭し三春に歸る。

十一月三十日廣中と稱し藩廳に届出づ。

十二月十七日三春藩廳の捕亡取締に任せられ同志と共に藩政改革に鋭意す。

同 四年 (二十三歳)

十月戊辰の功により明治元年十二月二十八日三人口恩賞の沙汰あり當時君は已に藩籍を脱し居た爲め之を辭す。

同 六年 (二十五歳)

二月警前縣第十四區の副戸長に任ぜらる。是れ實に君が民政に關與する始めにして後來政界に運動する端緒は蓋し此に胚胎す。(俸給四圓五十錢)

同 七年 (二十六歳)

一月十二日板垣、後藤、副島等相謀り愛國公黨を組織し本誓署名式を舉行、是れ我國に於



ける政黨組織の嚆矢にして愛國社、自由黨の前身なり。  
磐前縣の大小區畫を改正さるるや拔擢せられ第五大區の區長に昇進（月俸十五圓）  
任地に到るや民會の規則を創定し區會を開き町村會を設く。

明治八年（二十七歳）

六月地方官會議傍聴の爲め上京す。

七月六日島根、酒田、岡山、岐阜、千葉、熊谷、高知、廣島、足柄、筑摩、栃木の各縣傍  
聴人と共に建言書を議場に提出、更に元老院に建白書を提出す。傍聴人合同會を起し國會  
開設の議を唱ふ。

八月天下の大勢に察するあり同志を糾合し石陽社を創立、是れ東北に於ける政治結社の始  
めなり。

同 九年（二十八歳）

政府の權勢は大久保に歸し讒謗律、新聞紙條例に依て言論の自由を束縛す。

同 十年（二十九歳）

八月二十六日西南の亂起るや單身東京を立ち土佐に向ふ。

九月七日土佐に達し高知に入るや弘瀬新一、平川志澄等の斡旋により板垣伯を新田の邸に  
訪ひ、其の進退を定め輕舉妄動せず自重せられん事を切望す。

晚秋海南を辭し東京を経て郷里に歸る。

十一月、十二月兩度常光寺に於て民會規則を假縣會の議に附するや君も議員として列席す

明治十一年（三十歳）

一月四日第二十區長より福島縣屬官に轉じ庶務課民會掛に專任せらる、民會規則の創定に  
従事す。

赴任の途次三春に抵り同志と相謀り三師社を創立す。

八月一日民會掛を辭職す。

秋、岩磐二州會を設立す。

同 十二年（三十一歳）

二月三春町民の推す所となり戸長に選舉さる。



五月戸長を辭し三春を去る。

七月廿四日共愛同謀會を起し盟約及五ヶ條の綱領を議決す。

愛國社大會の開かれんとするや従子廣體を携へ土佐に赴く。

會議を終り東京に上るや愛國社分社設置の任務を果し分社擔任の各地大遊説をなし國會開設請願の同志を糾合す。

十一月下旬福島縣石川に歸る。

明治十三年 (三十二歳)

二月東北聯合會を仙臺に開き國會願望の目的を徹底せんことを期す。

四月上旬愛國社大會に出席の爲め岡田健長、山口千代作等と共に大阪に向ふ。

四月十五日會議開かるるや國會開設願望有志會を組織し君推されて司計、審査委員同盟規約編成委員となり又國會開設願望書捧呈委員となる。

四月十七日片岡健吉と共に國會開設願望總代となり太政官に至り請願書を捧呈せしが受理せられず。

四月十九日更に元老院に提出するも數日を経て却下せらる。

十一月十日國會期成同盟會を東京愛國支社に開き大日本國會期成有志公會と改稱す。

十一月十一日愛國大會が東京愛國社支社に開かるるや君は自ら進んで愛國社を解散し自由主義の一大政黨を組織することを提議し滿場一致可決せられ其の委員に擧げられ解散並に政黨組織に關する準備一切の權を委任せらる。

十二月十五日築地壽美屋に君を主とし松田正久、沼間守一、山際七司、中江篤介、内藤魯一、山田平左衛門、森脇直樹、島地正存、植木枝盛、林正明、吉田次郎等集り盟約四箇條を議決し名づけて自由黨と稱す。

明治十四年 (三十三歳)

春、正道館を設置し青年子弟を養成す。

三月田村郡民の推す所となり選ばれて縣會議員となりて尋て議長となる。

九月福島自由新聞を發刊し民權自由の大義を鼓吹するの機關となす。

十月十二日内閣の更送となり國會開設の大詔煥發せらる。



十月十七日國會期成同盟會と新設自由黨合同し自由黨盟約並に規則を議定す、板垣伯總理となる。

明治十五年（三十四歳）

三月東京を辭し福島に歸る。

四月六日板垣總理の岐阜に於て刺客の難を報ぜられるや急遽上京す。

五月縣令三島通庸の地方税の支出議案は通常議會に於て君の首唱により否決せらる。

七月明治十三年度地方税決算報告に關し上申書を山田内務、松方大藏の兩卿に提出す。

十二月一日無名館に百數十名の警官隊闖入令狀を示し拘引。尋いて國事犯として東京に護送せらる。

同十六年（三十五歳）

新刑法實施後最初の國事犯として東京に開かれたる高等法院に於て田母野秀綱、愛澤寧堅、平島松尾、花香恭次郎、澤田清之助の諸氏と共に審理せられ、遂に七ヶ年の禁獄に處せらる有名なる福島事件是れなり。

明治二十二年（四十一歳）

二月十一日君の身を捧げて國家の爲めに要望したる帝國憲法發布せらる。

二月十二日大赦の恩命に接し出獄す。

二月十七日三春に歸る。深く將來を考ふる所あり斷然政治上の關係を斷ち別に人生の進路を開拓せんとした。

大同團結の主動者後藤象次郎は君をして同志の柱石たらしめんとし使者を遣はし其の出京を促がす。

三月須賀川に開かれたる出獄慰問招待會に臨む。東京より井上角五郎後藤の使命を齎らし來り切に出京を促し君も遂に上京せり。

後藤の懇請により使者として大同團結の善後策を板垣に依頼し東上なさしむべく土佐に向ふ。

十二月廿日大同俱樂部臨時總會を中之島洗心館に開き説明委員となる。翌日懇親會を開き大同俱樂部委員に指名せらる。



明治二十三年（四十二歳）

春、君は進歩主義者の大合同を計りて國民的大政黨を組織する目的を以て青木十三郎等を従へ鹿兒島、長崎、肥後、宮崎を踏破し同志の士を糾合す。

五月四日大同俱樂部大會を開き推されて議長と爲る。

五月五日大同俱樂部の地方委員四十餘名は三派の合同に關することを議し協議委員を選擧し之れをして愛國公黨と協議せしむることに決す君も委員となる。

五月十四日三派委員は協議の結果庚寅俱樂部を組織す

七月一日衆議院議員總選舉舉行せられ君は福島縣第三區より選ばれて議員に當選す。

九月十五日立憲自由黨結黨式を舉行。十六、七兩日に亘り常議員會を開き君も常議員として出席す。

十一月廿五日第一帝國議會召集せらる。

同 二十四年（四十三歳）

君は松田正久、星亨等と謀り立憲自由黨總理を置く議を建つ。

三月君は菊地九郎、工藤行幹等をして其の間に斡旋せしめ板垣を總理とすることに一決した是に於て三月二十日大會を大阪に開き板垣を推して總理と爲し立憲の二字を削り單に自由黨と稱した。

十二月第一議會以來土佐派議員は自由黨を脱し自由俱樂部を組織し單獨行動を執りつゝあつたが君の斡旋により自由俱樂部を解き復歸す。

十二月廿日衆議院解散せらる。

明治二十五年（四十四歳）

二月十五日衆議院議員臨時總選舉を舉行せられ福島縣は民黨の根據地として政府の干渉が峻烈を極めたるに拘らず敢然之れに抗し無事當選。

五月六日第三帝國議會に於て民黨は選舉干渉に對する政府の罪を彈劾せんことを期し上奏案は聯合軍の代表者たる君に由つて議會に提出せられた。

自由黨は代議士會に於て議場内に於ては河野廣中をして總理を代理せしめむと議決し院内統裁の印綬を與ふるに至つた。



八月二十四日立川雲平、溝口市次郎、龍野周一郎等を従へ近畿、山陽、山陰に遊説の途に上る。

十一月廿五日第四議會召集せられ君は民黨を代表して國務大臣の出席を要求する動議を提出す。推されて豫算委員長となり藩閥打倒を主眼となす。

明治二十六年（四十五歳）

一月二十三日民黨を代表し緊急動議として政府彈劾の上奏案を提出す。提案者として起つて其の理由を説明せんとする利那帝國議會停會の詔降る。

二月七日停會開かるや提案理由を説明し上奏案は可決せらる星議長は參内して上奏案を閣下に捧呈したが天皇は之を受納し、朕之を熟覽し置くと宣し給ふた由である。

二月十日深く時局の多難を軫念させ給ひ時局匡済に關する詔勅を賜つた貴衆兩院共に各率答書を上り和衷協同以て皇猷を翼賛するの任を竭さんことを誓ふ。

議會休會中であつたが議會を開き詔勅に對し審議する所あり其結果政府の意嚮を質すことなりしが政府も和衷協同の意思あるを回答依つて特別委員を選擧し君は選ばれて政府交渉

に對する特別委員長となる。

五月朝鮮視察に向ふ、京城に約一ヶ月滞在し其の間袁世凱と數回會見す。

明治二十七年（四十六歳）

三月一日衆議院議員臨時總選舉に臨み福島縣三區より當選す。

同 二十八年（四十七歳）

一月八日第八帝國議會開會するや君は自由黨を代表して政府の後援者たるべく努力する所があつた。即ち臨時軍事費、韓國借款、豫算案の協賛なり。

三國干涉遼遼問題の起るや大に之を憂ひ當局者の間に進言する所があつた。

君の活眼は夙に此の大勢の趨く所に應じて政治的新使命を完了せねばならぬことを看破し元勳をして政黨の人たらしめ藩閥を政黨に同化せしめ進んで二大政黨對立の新局面を打開せんことを期し自ら進んで伊藤首相と數次の交渉を重ね十一月提携の約全く成り之を天下に聲明せり。

同 二十九年（四十八歳）



一月十日議會開かるるや君は六箇師團増設案に對し板垣總理を始めとし自由黨幹部を説き黨議を以て賛成に決した。是れ實に君の獻身的熱誠と努力に由るものなり。

明治三十年（四十九歳）

二月十二日伊藤内閣瓦解し松隈内閣組織せらる。

同 三十一年（五十歳）

六月廿二日君並に平岡浩太郎等の提唱にかかる自由、進歩兩黨の合同は此に至り大會を開き解黨を斷行結黨式を擧げ憲政黨を組織す。

十月廿九日憲政黨解散、自由派は新に憲政黨を組織す。

十一月三日舊憲政黨の進歩派は憲政本黨を結成し、結黨式を擧ぐ君は此時より全く自由派と絶つて進歩派たる憲政本黨に屬することと爲つた。

同 三十五年（五十四歳）

八月十日衆議院議員の法定任期盡き新選舉法により總選舉を行ひ依然として當選す。

十二月廿八日議會解散し總選舉の結果當選す。

明治三十六年（五十五歳）

十二月五日第十九議會召集せられ君は議會開設以來類例なき最大多數を以て議長に當選し即日勅任せらる。

十二月十日第十九議會開院式を擧げ優渥なる勅語を賜はつた日にして亦た實に衆議院議長として勅任せられた君が議會開設以來の慣例を打破して内外の失政を彈劾せし奉答文を議決し翌日將に參内して勅語奉答文を捧呈せんとしたが議會解散の詔勅が下つたので奉答文は終に之を天閣に達することが出来なかつた。

同 三十七年（五十六歳）

二月十日對露宣戰の詔勅煥發せらる。

同 三十八年（五十七歳）

六月九日海陸軍共に我に利あらざるはなく米國大統領ルーズヴェルトが媾和を勸む。

七月十九日日露開戰前君等の同志神鞭頭山等に由つて組織せられた對露同志會は一旦解散せられたが我が帝國全權の提示した要求條件が新聞紙上に洩るるや舊盟の同志が其の主動



者となり櫻田俱樂部、青年國民黨、南佐莊、黒龍會、江湖俱樂部、同志記者俱樂部が講和問題同志聯合會を組織す。

九月四日君は聯合同志會を代表して宮内省に出頭、大竹貫一等二十七名と共に連署した上奏文を闕下に捧呈する手續をなした。

是に於て全國の國論が翕然として起り和約破棄、閣臣彈劾の議を決し疏を闕下に捧ぐるものが陸續踵を接するに至つた、是れ蓋し君等の奔走努力に由るものであつた。

九月五日聯合同志會が首唱となり和約破棄閣臣彈劾の目的を達せんかために國民大會を日比谷公園に開きたる日なり君は實に同志聯合會の中心人物にして國民大會の代表者であつた。

十一月十日君等は兇徒聚衆罪として東京地方裁判所検事局の檢舉する所となり監獄に投ぜられた。

十二月十九日兇徒聚衆罪として重罪公判に付せらる。

明治三十九年（五十八歳）

君は同政會の領袖として専ら清議を主張しつつあつたが此に至り中立議員と共に政交俱樂部を組織した。

一月廿一日西園寺内閣成立するや同志相謀り聯合同志會を更めて國民俱樂部を組織す。

三十二議會閉會と共に政交俱樂部を解く。

四月廿二日兇徒聚衆罪にて起訴せられたる君等は審理の結果無罪の判決を受く。

明治四十年（五十九歳）

一月舊俱樂部員島田三郎、尾崎行雄、坂本金彌、早速整爾、花井卓藏、大竹貫一、小川平吉等と相謀り猶興會を組織す。推されて幹事となる。

同 四十一年（六十歳）

十二月廿一日非政友各派の大合同を以て議會の多數を制すべき國民的政黨創立の前驅として同志と共に又新會を組織し其の幹事となる。（一人一黨主義の團體なり）

同 四十三年（六十二歳）

三月十三日君は又新會の新政黨組織計畫に頓挫を來したれども毫も大政黨樹立の目的を忘



れず同志と共に立憲國民黨を組織し常議員に推さる。

大正元年（六十四歳）

總選舉あり衆議院議員に當選。

同 二年（六十五歳）

桂太郎同志會を組織し大石正己、箕浦勝人、武富時敏、島田三郎の四氏と共に入會す。

同 四年（六十七歳）

一月農商務大臣に任ぜらる。

一月勳二等瑞寶章を下賜せらる。

七月勳一等旭日章を下賜せらる。

十月辭表を捧呈。

同 六年（六十九歳）

總選舉あり衆議院議員に當選。

同 九年（七十二歳）

總選舉あり衆議院議員に當選。

大正十一年（七十四歳）

二月廿三日衆議院議場に於て憲政會を代表し普通選舉賛成の演説をなす。

同 十二年（七十五歳）

十二月廿九日病を以て逝く。



# 十一、星

## 亨

嘉永三年（一 歳）

四月江戸築地小田原町に於て誕生濱吉と命名す。以下十七歳迄の略歴左の如し。

實父佃徳兵衛逝去の後越後の人醫師星泰順の同情に依り母と共に同家へ入籍星姓を名乗る星泰玄と改名繼父に就て醫學及漢學を學ぶ。兩親に従て浦賀港に赴き久しからずして横濱に移住し繼父の業務を補け孝養を盡す。

横濱に於て蘭法醫渡邊禎庵の門に入り醫學並に英學を學ぶ。

渡邊禎庵の盡力により横濱英學校へ入學御家人の株を譲り受け小泉姓を繼ぎ昇と改名開成所（帝國大學の前身）に入學せしが間も無く離別し再び星家に復籍したるも開成所校長前島密並に何禮之に其非凡なる大材を認められ引續き同校へ通學す。

開成所卒業後直に同校の助教授を拜命し其給料に依り兩親を扶助する事を得。小濱藩の英



學校の教師に推薦せられ同藩に赴任す幾何もなくして同所を辭任し大阪に赴き大阪開成所の助教授を拜命。

慶應二年（十八歳）

元服して名を亨と改む。

九月廿九日和歌山洋學助教被仰付御出入被仰付御合力七人扶持被下置之。

同三年（十九歳）

二月和歌山藩兵學寮へ罷出相勤可申事。

右勤の内御藏米四拾俵被下候事。

明治二年（二十歳）

七月朔日和歌山藩より横濱表へ罷越可相勤事。

九月大阪府御雇を以て洋學校訓導申付候事。

十二月洋學校より當分の内月給貳拾五兩下賜候事。

同三年（二十一歳）

四月大學別當任少助教。  
九月十日依願免職。

明治五年（二十三歳）

三月十五日神奈川縣任二等譯官。

三月學校事務取扱申付候事。

四月廿五日大藏省御雇申付月給金壹百圓下賜候事。

五月百日の閉門に處せらる。

八月十五日御雇差免候事。

九月二十日大藏省租稅寮七等出仕被仰付候事。

十月十四日横濱出張相達候事。

同六年（二十四歳）

二月二日横濱在勤相達候事。

三月三日海關稅法取調掛相達候事。



八月四日租稅權頭中島信行巡廻中横濱稅關事務代理相達候事。

明治七年（二十五歲）

一月十九日任租稅權助。

一月二十日横濱稅關長相達候事。

二月十八日叙從六位

七月十四日横濱稅關長被免候事並に罰金二圓に處せらる。

八月二日大藏省條約改正に付爲理事官大藏省に關係の事件取調被仰付候事。

九月廿九日太政官御用有之英國へ被差遣候事。

同十年（二十八歲）

英國より歸朝。

同十一年（二十九歲）

二月廿六日司法省附屬代理人申付候事。

同十五年（三十三歲）

自由黨員大井憲太郎、官部裏兩人の懇談により自由黨に入黨す。

明治十六年（三十四歲）

河野廣中等の國事犯の爲め、東京に高等法院を開かる、君大井憲太郎、北田正董、山田泰造、植木綱次郎等と共に之れが辯護に盡瘁す。

同十七年（三十五歲）

大井憲太郎、北田正董、中島又五郎と共に自由黨諮問に推さる。

自由の燈と號する新聞を發刊す。

十一月種々なる事情重なり自由黨解黨に決す。

君獨り敢然之れに反對す。

十二月十八日新潟輕裁判所に於て官吏侮辱罪に依り重禁錮六ヶ月及罰金四拾圓の刑を受く十二月位記剝奪。

同二十年（三十八歲）

四月有名なる大阪事件即ち大井憲太郎の朝鮮事件の公判大阪に開かるや、君十數名の辯護



士を統率し辯護に勉め其法學の卓越するを示す。

自由黨の殘徒を糾合外務大臣井上馨の條約改正に反對し引續き三大事件建白運動を後援し天下を振動す。

十二月保安條例により皇城三里以外に三ヶ年間退去を命ぜらる。

明治廿一年（三十九歳）

六月東京輕罪裁判所に於て出版條令違反に付輕禁錮十ヶ月の刑を受く。

同 廿二年（四十歳）

二月明治二十二年勅令第十二號に因り大赦を受く。

三月十五日始審裁判所より代言人復職願聽許、尋て歐洲視察の途に上る。

同 廿三年（四十一歳）

十月五日歐洲視察を終りて歸朝。

立憲自由黨の領袖歡迎祝會を江東中村樓に開く、其挨拶の内に、日本は地勢人情の上より見て、將來伊太利亞と特に親善を持するの運命ありと高唱す。

十一月第一期議會開かるゝや、大井憲太郎と共に院外にあり、院内の河野廣中、松田正久等と呼應し強硬主義を持して黨を指導す。

明治廿五年（四十三歳）

二月六日栃木縣第一區衆議院議員當選。

五月三日衆議院議長に推さる。

此秋めざまし新聞を發刊す。

同 廿六年（四十四歳）

四月二十日法典調査會査定委員被仰付。

五月一日東京地方裁判に於て辯護士登録。

十二月衆議院議員除名。

同 廿七年（四十五歳）

三月栃木縣第一區衆議院議員當選。

三月朝鮮國法律頭等顧問に聘せらる。



九月栃木縣第一區衆議院議員當選。

明治廿八年（四十六歲）

五月一日依願法典調査委員被免。

同廿九年（四十七歲）

三月朝鮮國頭等顧問を辭任し歸朝。

三月廿九日第七回帝國議會召集の際勳精に付銀盃壹組を賜ふ。

四月廿七日任特命全權公使。

四月米國華盛頓府駐劄被仰付。

四月廿七日叙高等官一等。

四月賜二級俸。

四月三十日叙從四位。

同三十年（四十八歲）

九月十六日叙勳三等旭日中綬章。

十一月十九日賜一級俸。

明治卅一年（四十九歲）

八月米國より歸朝辭表捧呈。

八月二十日衆議院議員當選。院内總務に推さる。

此頃より新建の國は積極政策を取るべしとして主として軍備充實と鐵道國有と産業開發とを主張し黨之れに和す蓋し日本政界に對し劃期的の大功なり。

九月十三日米國華盛頓府駐劄被免。

九月待命中俸給三分の一を賜ふ。

十一月十二日法典調査委員の職を奉じ盡力不尠に付銀盃壹個を賜ふ。

十一月十二日依願免本官。

同卅二年（五十歲）

二月廿五日鐵道國有調査會委員被仰付。

六月六日東京市會議員當選。



六月十日市參事會員に當選。

明治卅三年（五十一歲）

六月九日東京市築港調査委員長に選任。

七月卅一日市區改正常務委員長となる。

八月伊藤公と共に政友會を作り總務委員に推さる。

九月十三日市務調査委員長となる。

十月十九日任遞信大臣。

次で市參事會員を辭す。

十月廿九日市參事會員再選。

十月三十日市學務委員長となる。

十一月十日叙正四位。

十二月廿一日依願免本官。

同卅四年（五十二歲）

一月廿八日東京市會議長當選。

六月廿一日叙從三位。

六月廿一日叙勳二等授瑞寶章。

當日於東京市役所遭難逝去。



十二、馬場辰猪

嘉永三年（一 歳）

五月十五日土佐國高知金子橋に生る。

同 六年（四 歳）

米艦浦賀に来る。

安政 六年（十 歳）

六月日英修好通商條約批准を交換す。

文久 二年（十三 歳）

始めて「いろは」を母に習ふ。

同 三年（十四 歳）

藩校知道館に入學す。



元治 元年 (十五歳)

八月叔父氏連に随つて大阪に入り十二月歸藩す。  
慶應 元年 (十六歳)

再度藩校知道館に入學す。

同 二年 (十七歳)

三月三日藩費生となり江戸留學を命ぜられ福澤先生奥平邸塾に入る。  
同 三年 (十八歳)

十二月二十六日一旦歸藩す。

明治 元年 (十九歳)

四月長崎に遊學す。

同 二年 (二十歳)

正月長崎を出て岩崎彌太郎に随ひ大阪を経て再び東京に遊學し慶應義塾に入る。  
同 三年 (二十一歳)

七月二十一日藩費生と爲り英國留學の途に上る。

明治 四年 (二十二歳)

三月「ウヲールミンスター」の「グランマースクール」に入る。

八月倫敦「ユニヴァーシティー・カレッジ」の理科に入る。

同 六年 (二十四歳)

「テムブル」に入りて羅馬法及不動産法を研修す。

日本語文典を著はし「ホートン」公に献す。

五月八日英國碩儒ミル氏逝く。

九月日本留學生會を創設す。

同 七年 (二十五歳)

十二月歸朝す。

同 八年 (二十六歳)

一月廿一日故郷土佐に向ひ二月廿三日歸着す。



三月七日弟妹を伴ふて上京す。

同月再度英國に遊學す。

十月二十七日「日本に在る英人」成る。

明治九年（二十七歳）

正月古事記英譯成り英國人類學協會に於て演説す。

九月二十八日「日英條約改正論」なり、十月十日之を英國政治家に贈る。

同十一年（二十九歳）

五月十一日歸朝す。

同月共存同衆に出席す。

十一月「法律一斑」成る。

同十四年（三十二歳）

五月山形地方へ遊歴す。

十月板垣退助を助け自由黨を創立し幹事に選ばれる。

明治十五年（三十三歳）

十一月板垣自由黨總理の洋行に反對し激論の末大石正巳、末廣重恭と共に自由黨を脱す。

十二月「天賦人權論」成る。

同十六年（三十四歳）

四月十二日政治に關する講談論議を禁ぜらる。

同月十二日政治講談の禁を解かる。

同十八年（三十六歳）

七月「雄辯法」を著はす。

十月箱根に於て英文自傳を草す。

十一月二十一日爆發物買入注文嫌疑の爲捕縛獄に投ぜらる。

同十九年（三十七歳）

二月八日獄中病に罹り監獄病院に入り、四月廿七日監房に還る。

五月公判開廷。